

富士吉田市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

富士吉田市

目 次

1. はじめに	1
1.1. 計画策定の背景と目的	1
1.2. 計画の位置づけ	2
1.3. 計画期間	2
1.4. 対象範囲	3
2. 公共施設等を取り巻く現状と課題	5
2.1. 人口の現状と見通し	5
(1) 総人口	5
2.2. 財政の状況と見通し	6
(1) 歳入	6
(2) 歳出	7
2.3. 公共施設等の状況と見通し	8
(1) 公共施設	8
(2) インフラ資産の保有状況の推移	11
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	17
(4) 公共施設等の将来更新等費用の見通し	18
(5) 過去に行った対策の実績	28
2.4. 公共施設等を取り巻く課題	31
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	32
3.1. 公共施設等マネジメントの基本目標	32
3.2. 公共施設等の保有量の目標	34
(1) 公共施設	34
(2) インフラ資産	36
3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	37
(1) 点検・診断及び安全確保の実施方針	37
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	38
(3) 耐震化の実施方針	38
(4) 長寿命化の方針	39
(5) 統合や廃止の推進方針	39
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	41
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	41
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	42
4.1. 公共施設	42
(1) 住民文化系施設	42

(2) 社会教育系施設	44
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	45
(4) 産業系施設	47
(5) 学校教育系施設	48
(6) 子育て支援施設	50
(7) 保健・福祉施設	51
(8) 医療施設	53
(9) 行政系施設	54
(10) 公営住宅	56
(11) 公園施設	57
(12) 供給処理施設	59
(13) その他	60
4.2. インフラ資産	61
(1) 道路	61
(2) 橋りょう	62
(3) 上水道	63
(4) 下水道	63
(5) 農道	64
(6) 林道	64
(7) トンネル	65
(8) 河川	65
(9) 道路照明灯	66
4.3. 個別施設計画等の策定について	66
5. 推進体制	67
5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	67
(1) 取組体制の構築	67
(2) 情報管理・共有のあり方	67
(3) 庁内におけるマネジメント意識の啓発	68
5.2. 市民との情報共有	68
5.3. フォローアップの実施方針	69
6. 資料編	70
6.1. 公共施設の将来更新等費用の試算条件	71
6.2. インフラ資産の将来更新等費用の試算条件	72
(1) 道路	72
(2) 橋りょう	72
(3) 上水道	72
(4) 下水道	73

1.はじめに

1.1. 計画策定の背景と目的

全国の地方公共団体では、1960年代から1970年代にかけて公共施設が集中的に整備され、今後、それらの公共施設は建替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしています。また、少子高齢化の急速な進行に伴い扶助費等の社会保障関係費は増加傾向にあり、財政状況が年々厳しさを増している中、全国的には既存の公共施設等の更新に充当できる財源は減少傾向にあります。さらに、人口減少等によって既存の公共施設に対する需要が変化していくことが予想されることも踏まえ、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を実現することが全国共通の課題となっています。

このような状況を踏まえ、国は平成25(2013)年11月、インフラの老朽化が急速に進行する中「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。また、地方公共団体には、すべての公共施設等を対象に10年以上の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコスト(LCC)に配慮した「公共施設等総合管理計画」を、平成28(2016)年度までに策定することが求められました。本市においては、大規模改修が必要な築30年を経過する公共施設が半数以上を占めており、今後これらの施設の維持管理にかかる費用が増加することが見込まれることから、適正な維持管理を行うために「富士吉田市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

その後、この計画を具体化するため、各施設の長寿命化を図ることを目的に、公共施設及びインフラ資産の個別施設計画等を策定しました(令和2(2020)年度末)。この間、国は平成30(2018)年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」を、令和3(2021)年1月には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を公表し、個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを求めています。

これらの背景や目的に加え、社会基盤である公共施設等のマネジメントを行うことは、市民の安心・安全な暮らしの確保はもとより、持続可能なまちづくりに繋がる非常に重要な取り組みとなります。このことから、本計画を推進していく上では、国連が提唱しているSDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)の達成に繋がるものとして位置づけ、『住み続けられるまちづくり』を目指していきます。

これらを踏まえ、「富士吉田市公共施設等総合管理計画」の改訂を行います。



1.2. 計画の位置づけ

平成 25 (2013) 年 11 月に策定した国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

富士吉田市公共施設等総合管理計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく、地方公共団体における「行動計画」に相当し、今後の各施設の個別計画の指針となるものです。

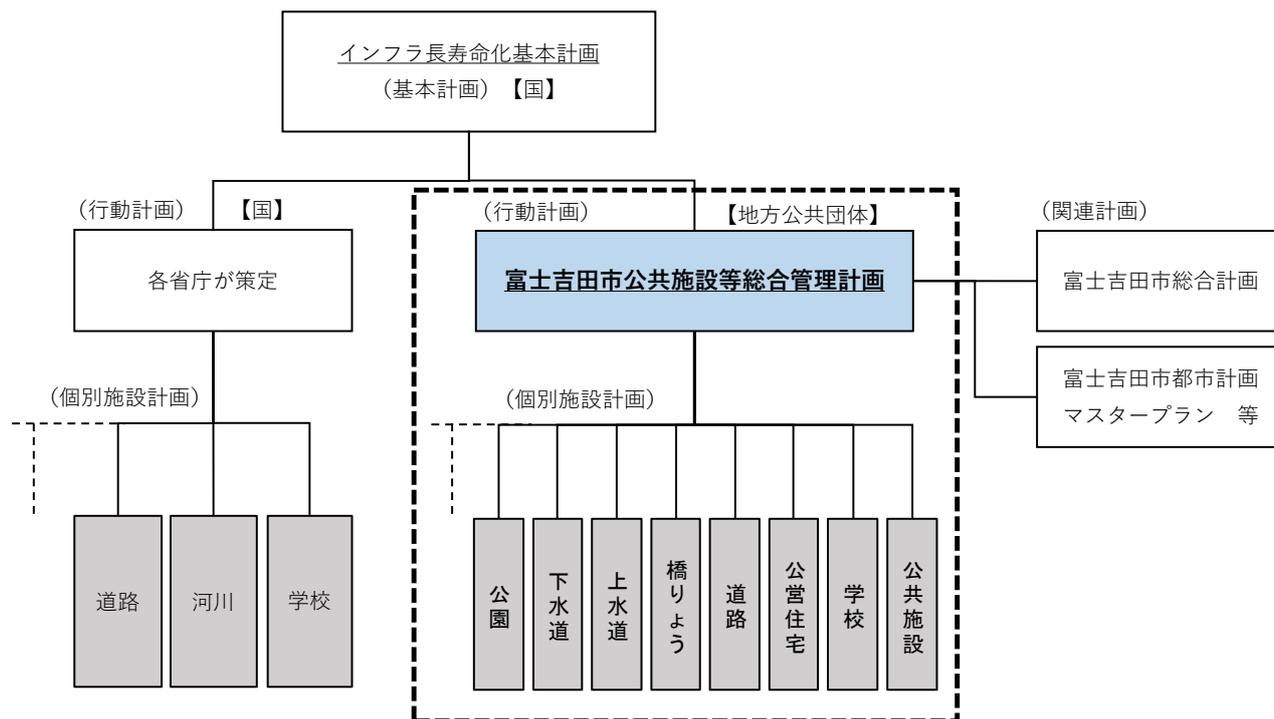
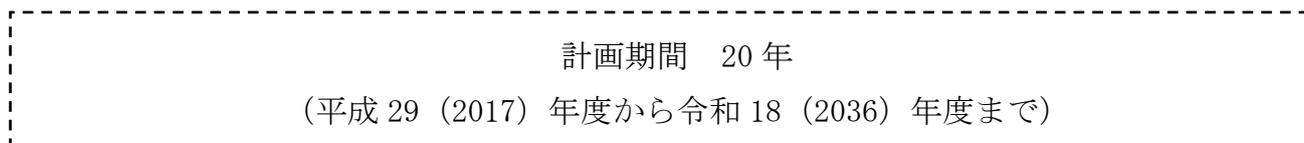


図 1-1 本計画の位置づけ

1.3. 計画期間

本計画の計画期間は、中長期的な視点が不可欠であるため、平成 29 (2017) 年度から令和 18 (2036) 年度までの 20 年間とします。

なお、計画中期での見直しを行うとともに、今後の上位計画の変更や、社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。



1.4. 対象範囲

本計画の対象は市有財産のうち、公共施設（公共建築物を有する施設）及びインフラ資産とします。

公共施設は、住民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設などの13分類、インフラ資産は、道路、橋りょう、上水道、下水道、農道、林道、トンネル、河川、道路照明灯の9分類を対象として現状等を把握し、適正な施設管理の基本的な方針を定めます。

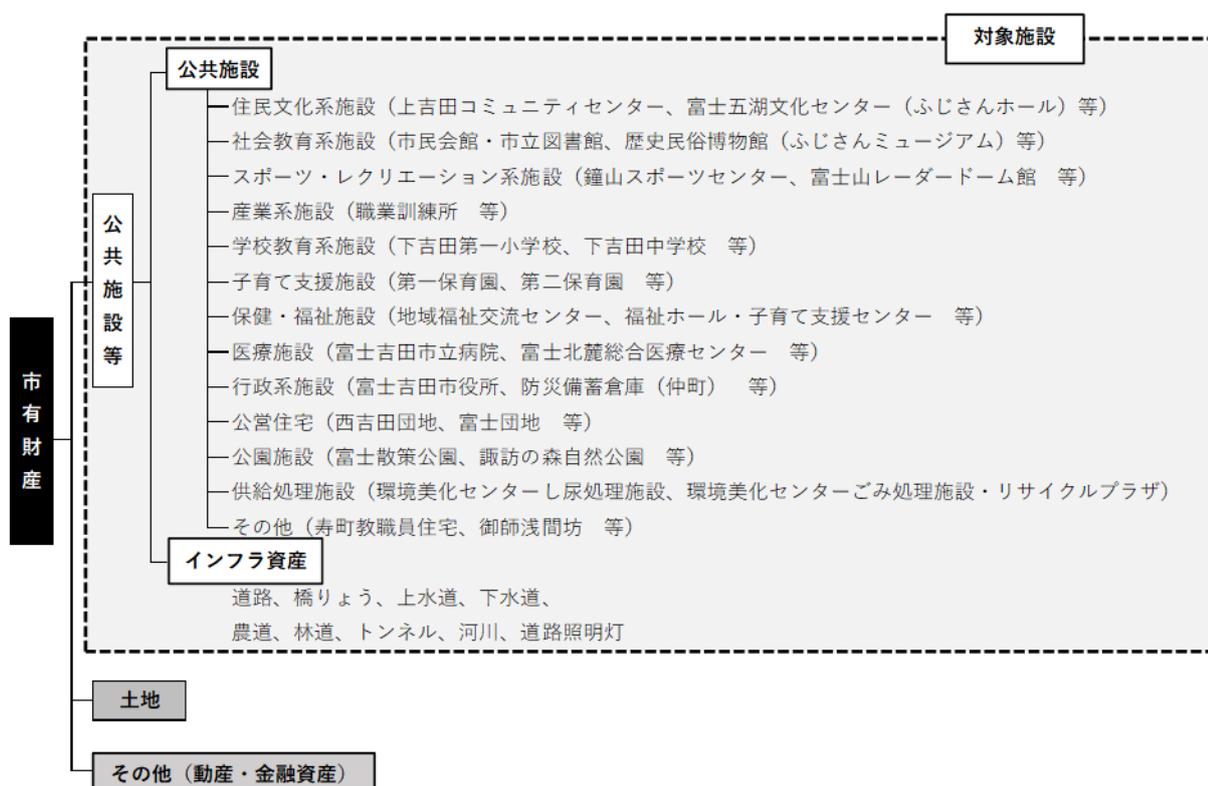


図 1-2 対象範囲

表 1-1 公共施設一覧

大分類	中分類	施設名
住民文化系施設	集会施設	上吉田コミュニティセンター、明見コミュニティセンター、 下吉田コミュニティセンター、上暮地コミュニティセンター、 下吉田南コミュニティセンター、下吉田中央コミュニティセンター、 コミュニティ供用施設新屋会館、コミュニティ供用施設東町会館、 コミュニティ供用施設旭町会館、コミュニティ供用施設富士見町会館、 コミュニティ供用施設新町会館、コミュニティ供用施設向原会館、 コミュニティ供用施設中曽根会館、コミュニティ供用施設松山会館、 コミュニティ供用施設幸町会館、コミュニティ供用施設仲町会館、 コミュニティ供用施設竜ヶ丘会館、コミュニティ供用施設大明見会館、 コミュニティ供用施設上宿会館、コミュニティ供用施設白糸町会館、 コミュニティ供用施設小明見会館、コミュニティ供用施設中村会館、 コミュニティ供用施設西町会館、コミュニティ供用施設浅間町会館、 コミュニティ供用施設寿町会館、コミュニティ供用施設下宿会館、 コミュニティ供用施設御茶屋町会館、コミュニティ供用施設中央会館、 コミュニティ供用施設赤坂会館、市民ふれあいセンター、 青少年センター
	文化施設	富士五湖文化センター（ふじさんホール）
社会教育系施設	図書館	市民会館・市立図書館
	博物館等	歴史民俗博物館（ふじさんミュージアム）、御師旧外川家住宅
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	鐘山スポーツセンター、笹子コミュニティスポーツ広場休憩棟、 大明見グラウンドトイレ、放送室（下二小地内）、 トイレ施設（下二小・明見中地内）、体育器具庫（下二小地内）
	レクリエーション施設・観光施設	富士山アリーナ、富士山レーダードーム館、中ノ茶屋、道の駅富士吉田
産業系施設	産業系施設	職業訓練所、観察小屋、水車小屋
学校教育系施設	学校	下吉田第一小学校、下吉田第二小学校、下吉田東小学校、 明見小学校、吉田小学校、吉田西小学校、富士小学校、 下吉田中学校、明見中学校、吉田中学校、富士見台中学校、 看護専門学校、看護専門学校研修棟
	その他教育施設	学校給食センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	第一保育園、第二保育園、第三保育園、第四保育園（マザーズホーム）、 第五保育園、第六保育園、第七保育園
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	老人福祉施設附設作業所、訪問看護センター、 特別養護老人ホーム寿荘
	障害者福祉施設	地域福祉交流センター
	その他福祉施設	福祉ホール・子育て支援センター
医療施設	医療施設	富士北麓総合医療センター、富士北麓総合医療センターCT検診車庫、 富士吉田市立病院
行政系施設	庁舎等	富士吉田市役所
	その他行政系施設	防災備蓄倉庫（仲町）、防災備蓄倉庫（向原）、防災備蓄倉庫（旭町）、 防災備蓄倉庫（上暮地）、防災備蓄倉庫（松山）、除雪機車庫、 市有建物（スポーツ振興倉庫）、融雪剤保管用倉庫（石山倉庫） 融雪剤積み込み用倉庫
公営住宅	公営住宅	下宿団地、熊穴団地、寿団地、小倉山団地、 新開団地、神田堀団地、数見団地、西丸尾団地、 西吉田団地、尾垂団地、富士見町団地、富士団地、上吉田団地
公園	公園	明見湖公園、みずほ公園、塩釜公園、丸ヶ丘公園、 金鳥居市民公園、桂川河川公園、月江寺公園、城山3号公園、 城山公園、新倉山浅間公園、諏訪の森自然公園、西原南公園、 田端2号公園、堂地堀公園、富士散策公園、弁天公園、城山東農村公園
供給処理施設	供給処理施設	環境美化センターし尿処理施設、 環境美化センターごみ処理施設・リサイクルプラザ
その他	その他	旧整経等作業所、寿町教職員住宅、東町教職員住宅、御師浅間坊、 （仮称）富士の杜巡礼の郷公園

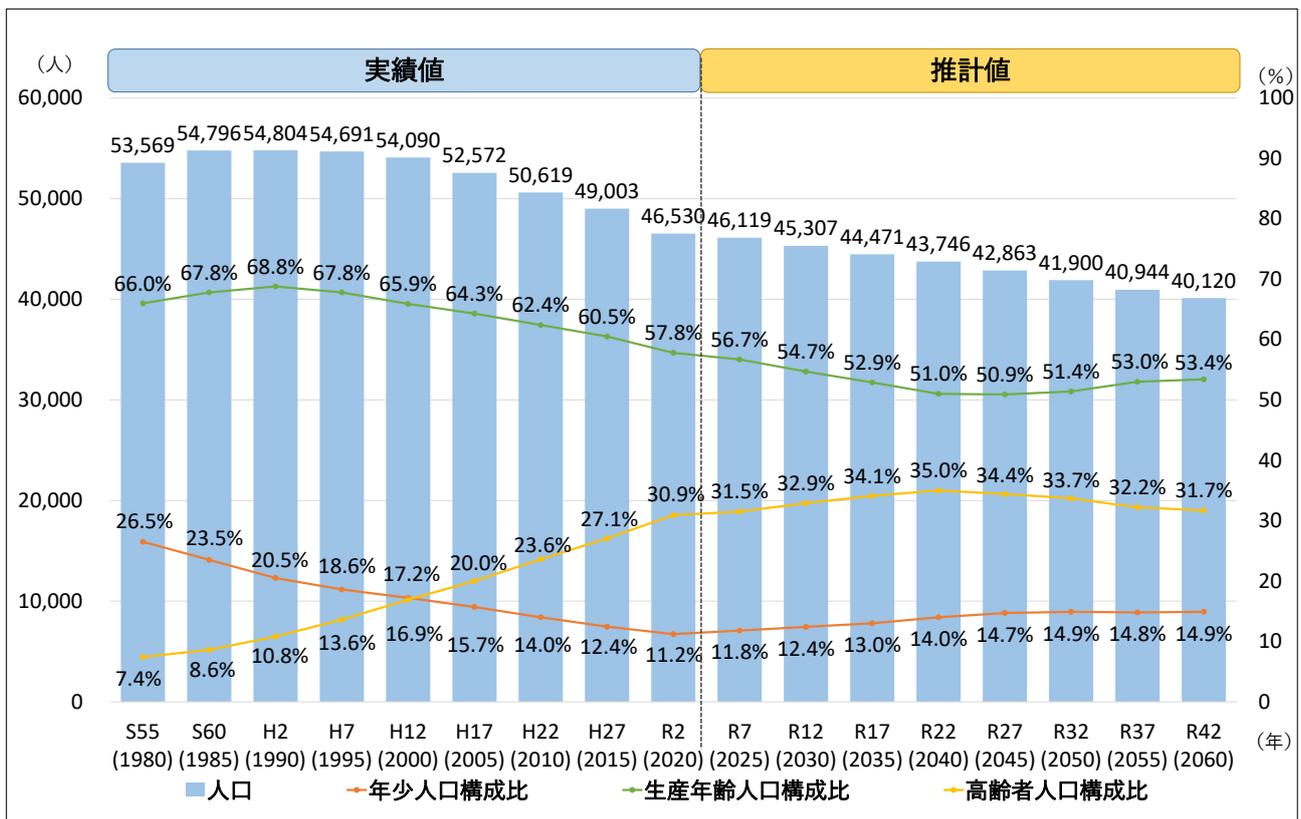
2. 公共施設等を取り巻く現状と課題

2.1. 人口の現状と見通し

(1) 総人口

本市の総人口は平成2（1990）年に54,804人でピークを迎え、その後はやや減少傾向となり令和2（2020）年では46,530人となっています。「富士吉田市人口ビジョン」の市独自推計によると、令和2（2020）年以降も一貫して減少が続くものの、各種施策の展開により令和42（2060）年における人口を約40,000人とすることが目標とされています。

年齢3階層別の人口構成比をみると、令和2（2020）年の生産年齢人口は57.8%、高齢者人口は30.9%となっています。令和22（2040）年では生産年齢人口が51.0%まで減少、高齢者人口が35.0%まで増加し、今後しばらくは高齢化が進行すると予測されています。



出典：実績値は国勢調査、推計値は富士吉田市人口ビジョン（平成27年策定）

※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

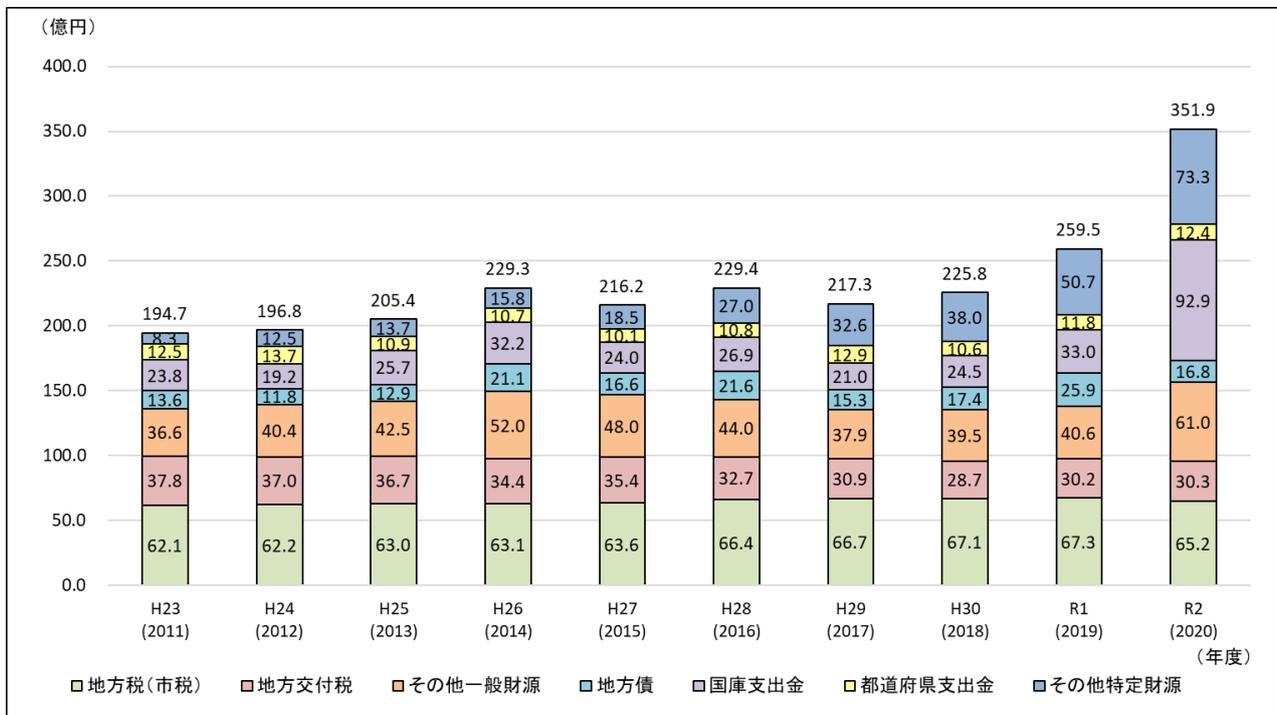
※年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15歳以上65歳未満、高齢者人口：65歳以上

図 2-1 総人口及び年齢3階層別人口構成比の推移と見通し

2.2. 財政の状況と見通し

(1) 歳入

歳入の内訳をみると、平成 23 (2011) 年度～令和元(2019)年度までは地方税によるものが最も多く、約 3 割を占めています。令和 2(2020)年度においては、国庫支出金が約 93 億円と他の年度と比較し突出して多くなっています。これは、新型コロナウイルス感染症対策関連の財源が含まれているためです。地方税は、直近 10 年間は 65 億円前後で推移しており、大きな変動はありませんが、将来の高齢化の進行、生産年齢人口の減少などが予測されている中で、今後、税収を含めた歳入の大幅な増加が見込めない状況下において、公共施設等の維持管理に必要な財源も抑制していくことへの対応が求められます。



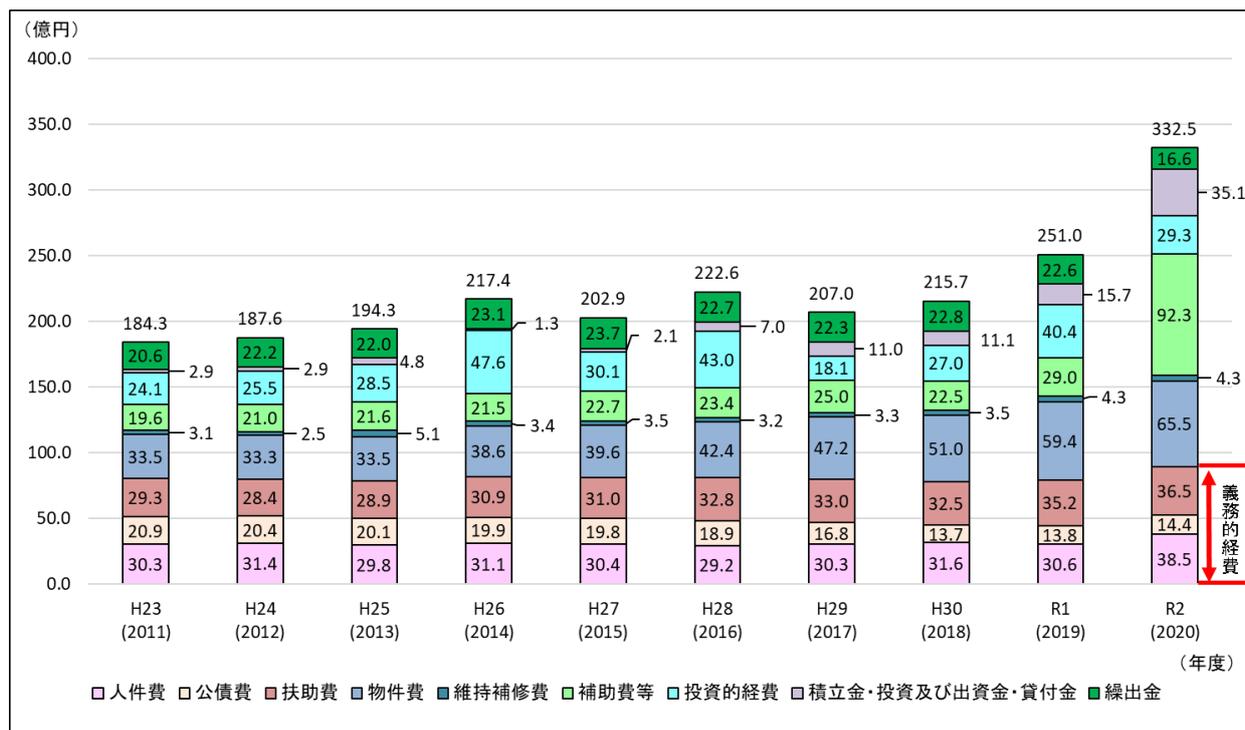
出典：地方財政状況調べ

※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

図 2-2 歳入の推移

(2) 歳出

歳出の推移をみると、義務的経費はほぼ横ばいの傾向を示しているものの、その内の扶助費は増加傾向にあり、物件費も年々増加しています。少子高齢化の進行による高齢者の増加の予測に伴い、さらなる扶助費の増加が見込まれており、公共施設等にかかる投資的経費に充当される財源の確保が一層厳しくなる見通しです。令和2(2020)年度では、補助費等が突出して高くなっていますが、これは新型コロナウイルス感染症対策関連に対する助成金、給付金等による歳出があるためです。



出典：地方財政状況調べ

※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

図 2-3 歳出の推移

2.3. 公共施設等の状況と見通し

(1) 公共施設

①施設の保有状況の推移

本市の公共施設の保有数は令和 2（2020）年度時点で 124 施設あり、総延床面積は 264,960.0 m²となっています。延床面積の主な内訳は、学校教育系施設が 89,803.6 m²で最も多く、公共施設全体の 33.9%を占めています。次いで、公営住宅が 51,752.8 m²で 19.5%、医療施設が 26,202.6 m²で 9.9%の順になっています。

平成 28（2016）年 11 月時点と比較すると、総施設数は変化していませんが、総延床面積は 1,626.1 m²増加しています。

表 2-1 公共施設の施設数と施設規模

施設分類	平成28（2016）年				令和2（2020）年				増減	
	施設		延床面積		施設		延床面積		施設	延床面積
	(施設数)	(%)	(m ²)	(%)	(施設数)	(%)	(m ²)	(%)	(施設数)	(m ²)
住民文化系施設	32	25.8	23,063.0	8.8	32	25.8	23,063.0	8.7	0	0.0
社会教育系施設	3	2.4	9,064.5	3.4	3	2.4	9,064.5	3.4	0	0.0
スポーツ・レクリエーション系施設	11	8.9	13,079.3	5.0	10	8.1	12,293.3	4.6	▲ 1	▲ 786.0
産業系施設	3	2.4	508.2	0.2	3	2.4	508.2	0.2	0	0.0
学校教育系施設	14	11.3	89,792.6	34.1	14	11.3	89,803.6	33.9	0	11.0
子育て支援施設	6	4.8	6,559.7	2.5	7	5.6	7,487.0	2.8	1	927.2
保健・福祉施設	5	4.0	9,463.9	3.6	5	4.0	9,618.9	3.6	0	155.0
医療施設	3	2.4	25,340.9	9.6	3	2.4	26,202.6	9.9	0	861.7
行政系施設	9	7.3	8,219.2	3.1	10	8.1	8,542.0	3.2	1	322.8
公営住宅	14	11.3	51,822.0	19.7	13	10.5	51,752.8	19.5	▲ 1	▲ 69.2
公園施設	18	14.5	908.4	0.3	17	13.7	933.0	0.4	▲ 1	24.6
供給処理施設	2	1.6	19,421.0	7.4	2	1.6	19,421.0	7.3	0	0.0
その他	4	3.3	6,091.2	2.3	5	4.1	6,270.1	2.5	1	179.0
合計	124	100.0	263,333.9	100.0	124	100.0	264,960.0	100.0	0	1,626.1

※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

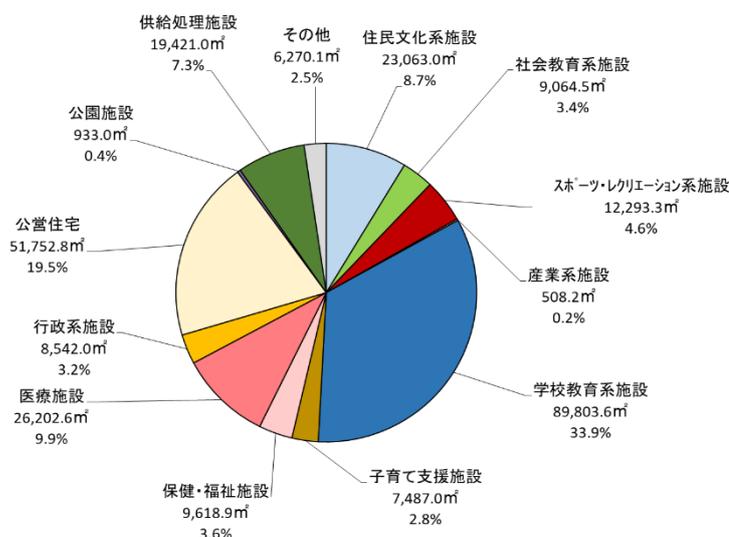
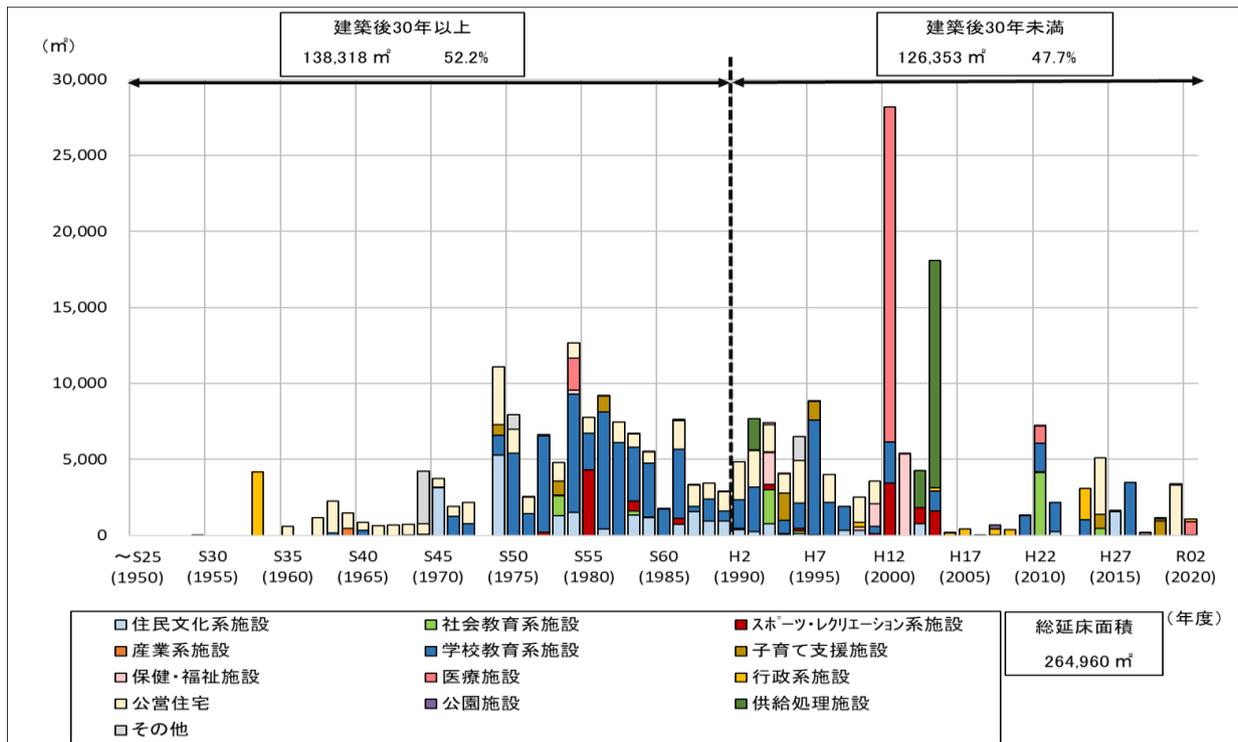


図 2-4 公共施設の施設分類別延床面積（令和 2（2020）年度時点）

②老朽化の状況

本市の公共施設の建築年度別の延床面積の状況をみると、1970年代後半から2000年代前半にかけて比較的多くの施設が整備されています。

また、建築後30年以上経過している施設は138,318㎡と、公共施設全体の52.2%を占めています。一般的に、建築後30年程度で大規模改修、60年程度で更新（建替え）が必要とされており、今後これらの公共施設の更新等が集中することが見込まれます。



※建築年度不明建物 289.0㎡

図 2-5 公共施設の建築年別延床面積 (令和2 (2020) 年度時点)

表 2-2 公共施設の建築年別延床面積 (令和2 (2020) 年度時点)

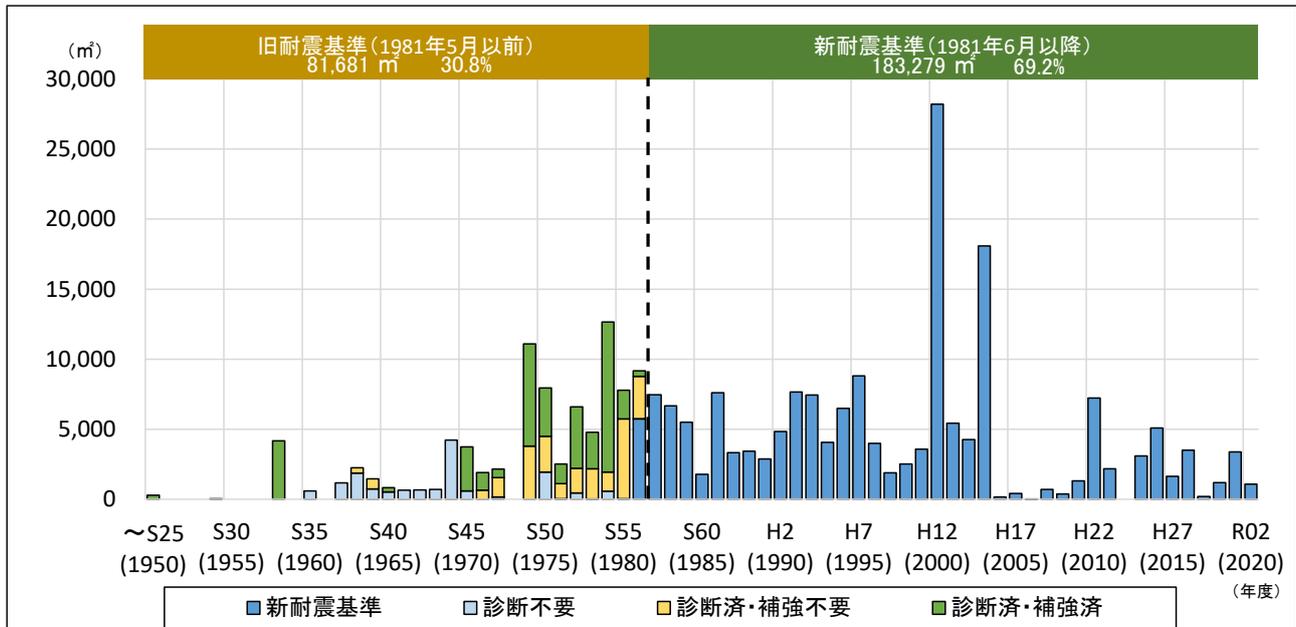
施設分類	延床面積 (㎡)								合計
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上60 年未満	60年以上	年度不明	
住民文化系施設	1,565.0	1,017.2	1,585.8	7,316.6	8,436.5	3,142.0	0.0	0.0	23,063.0
社会教育系施設	472.2	4,147.0	2,460.6	375.0	1,320.7	0.0	0.0	289.0	9,064.5
スポーツ・レクリエーション系施設	0.0	2,661.5	4,113.8	1,042.0	4,476.0	0.0	0.0	0.0	12,293.3
産業系施設	0.0	0.0	47.2	0.0	0.0	461.0	0.0	0.0	508.2
学校教育系施設	4,565.0	6,434.0	17,007.6	26,725.0	33,251.0	1,821.0	0.0	0.0	89,803.6
子育て支援施設	1,825.5	0.0	2,976.3	0.0	2,685.1	0.0	0.0	0.0	7,487.0
保健・福祉施設	155.0	0.0	9,185.9	0.0	278.0	0.0	0.0	0.0	9,618.9
医療施設	928.9	1,136.7	22,041.0	0.0	2,096.0	0.0	0.0	0.0	26,202.6
行政系施設	2,406.1	1,566.0	359.0	0.0	0.0	41.0	4,169.9	0.0	8,542.0
公営住宅	7,046.2	0.0	10,848.2	13,399.4	11,124.1	8,709.9	625.0	0.0	51,752.8
公園施設	32.6	391.4	106.9	303.9	98.3	0.0	0.0	0.0	933.0
供給処理施設	0.0	17,401.0	0.0	2,020.0	0.0	0.0	0.0	0.0	19,421.0
その他	179.0	0.0	1,690.2	0.0	948.0	3,453.0	0.0	0.0	6,270.1
合計	19,175.4	34,754.8	72,422.4	51,181.9	64,713.7	17,627.9	4,794.9	289.0	264,960.0
構成比	7.2%	13.1%	27.3%	19.3%	24.4%	6.7%	1.8%	0.1%	100.0%

※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

③耐震化の状況

新耐震基準^{*}の公共施設の延床面積は 183,279 m²であり、公共施設全体の 69.2%を占めています。一方、旧耐震基準^{*}の公共施設の延床面積は 81,681 m²であり、公共施設全体の 30.8%を占めています。

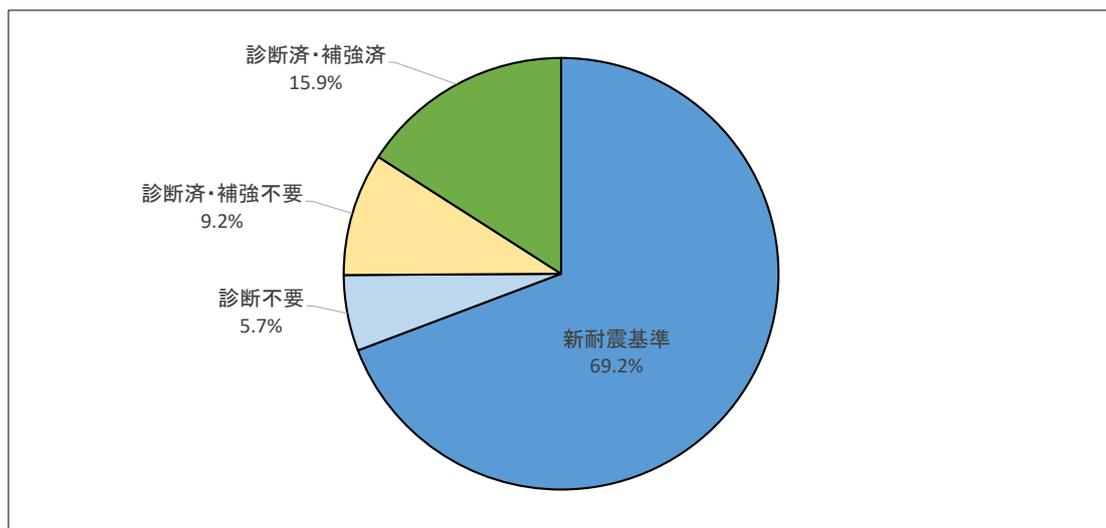
なお、耐震化が必要な公共施設（学校・保育園・コミュニティセンター等）については、全て耐震化を完了しています。



※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56（1981）年5月31日以前の建築確認において適用されていた基準。

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56（1981）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準。

図 2-6 建築年度別の耐震化状況(令和2(2020)年度時点)



※ 診断不要：旧耐震基準であるが、規模等により耐震改修促進法において診断が義務付けられていない建物。

図 2-7 公共施設の耐震化状況(令和2(2020)年度時点)

(2) インフラ資産の保有状況の推移

インフラ資産は、市民の生活や産業・経済活動を支える必要不可欠なものです。今後の市民の安全・利便性の向上や都市の活性化に向けて、更なる施設の充実に対するニーズ・需要が見込まれることから、将来にわたってインフラ資産を適正に管理していくこととなります。

インフラ資産の保有量の推移は、下表に示すとおりです。平成27(2015)年度末時点と令和2(2020)年度末時点と比較すると、道路は総延長で1,751m増加しており、一級道路の面積が1,766㎡減少している一方で、その他道路の面積が26,464㎡増加しています。これは、市道認定された道路と廃止となった道路の増減によるものです。道路照明灯は27基増加しています。上水道施設は管路延長が11,716m増加し、附帯施設が1施設増加しています。下水道は管路延長が8,928m増加しています。

表 2-3 インフラ資産の保有量の推移

分類	種別	単位	H27(2015)年度時点	R2(2020)年度時点	増減
道路	一級道路	実延長 (m)	29,953	29,506	▲ 447
		面積 (㎡)	309,902	308,136	▲ 1,766
	二級道路	実延長 (m)	16,986	16,988	2
		面積 (㎡)	104,209	104,662	453
	その他の道路	実延長 (m)	315,228	317,424	2,196
		面積 (㎡)	1,245,641	1,272,105	26,464
	自転車歩行者道	実延長 (m)	396	396	0
		面積 (㎡)	939	939	0
	合計	実延長 (m)	362,563	364,314	1,751
		面積 (㎡)	1,660,691	1,685,842	25,151
橋りょう	PC橋	面積 (㎡)	4,230	4,230	0
	RC橋		3,435	3,435	0
	鋼橋		4,278	4,813	535
	合計	橋数 (橋)	170	171	1
		面積 (㎡)	11,943	12,478	535
上水道	管路	延長 (m)	295,551	307,267	11,716
	附帯施設	施設数 (施設)	17	18	1
		面積 (㎡)	1,127	1,367	240
下水道	管路	延長 (m)	114,463	123,391	8,928
農道		延長 (m)	29,706	29,706	0
林道		延長 (m)	21,324	21,324	0
トンネル		延長 (m)	125	125	0
河川	準用河川	延長 (m)	1,000	1,000	0
道路照明灯		基	462	489	27

※記号「▲」はマイナス値を示す。

①道路

本市の道路は、令和2（2020）年度時点では総延長364,314m、総面積1,685,842㎡となっています。道路種別の面積の内訳は、図2-8に示すとおり、その他道路が1,272,105㎡で最も多く、道路全体の75.4%を占めており、次いで一級道路308,136㎡、18.3%、二級道路104,662㎡、6.2%となっています。自転車歩行者道は939㎡、0.1%となっています。

これまで多くの道路が整備されてきましたが、今後も道路の舗装の打換えなどの修繕等を実施し、適正に維持管理していく必要があります。

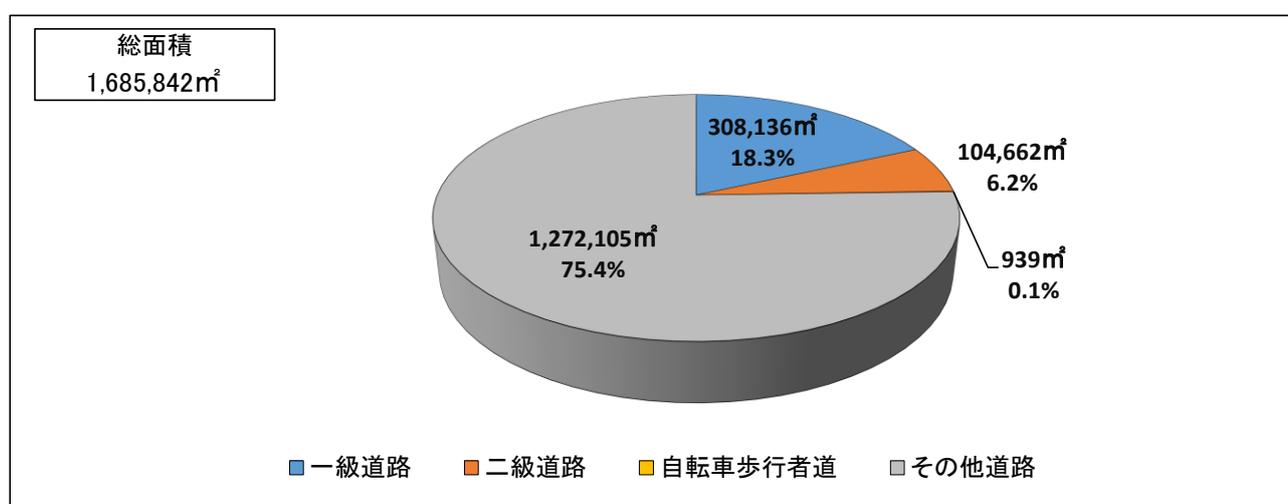
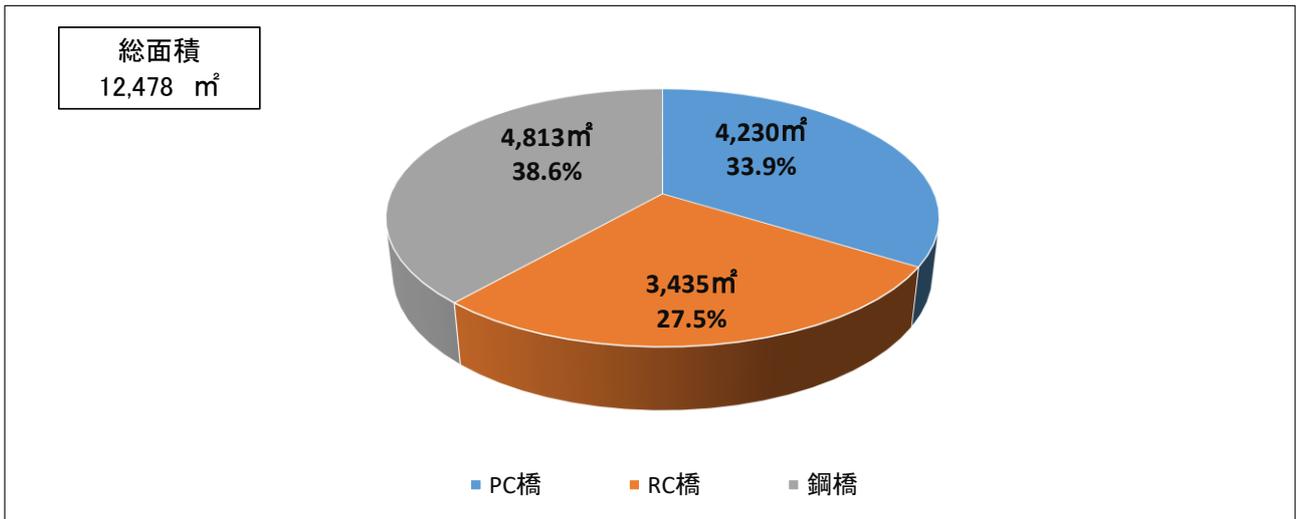


図 2-8 道路の種別面積の構成比（令和2（2020）年度時点）

②橋りょう

本市の橋りょうは、令和2（2020）年度時点で171橋あり、総面積12,478㎡となっています。構造別の面積の内訳は、図2-9に示すとおり、鋼橋が4,813㎡で最も多く、橋りょう全体の38.6%を占めています。次いで、PC橋が4,230㎡、33.9%、RC橋が3,435㎡、27.5%の順になっています。

橋りょうの耐用年数が60年であることを踏まえると、今後30年後から40年後にかけて、多くの橋りょうが更新時期を迎えます。



※PC橋：上部構造にPC（プレストレスト・コンクリート）を用いた橋りょう。PCは、緊張材により圧縮力を加えたコンクリートで、鉄筋コンクリートに比べ、より丈夫であり、鋼部材に比べ、塗装の必要がないため、ライフサイクルコストに優れている。

RC橋：上部構造にRC（鉄筋コンクリート）を用いた橋りょう。

鋼橋：上部構造に鋼材を用いた橋りょう。

図 2-9 橋りょうの構造別の面積の構成比（令和2（2020）年度時点）

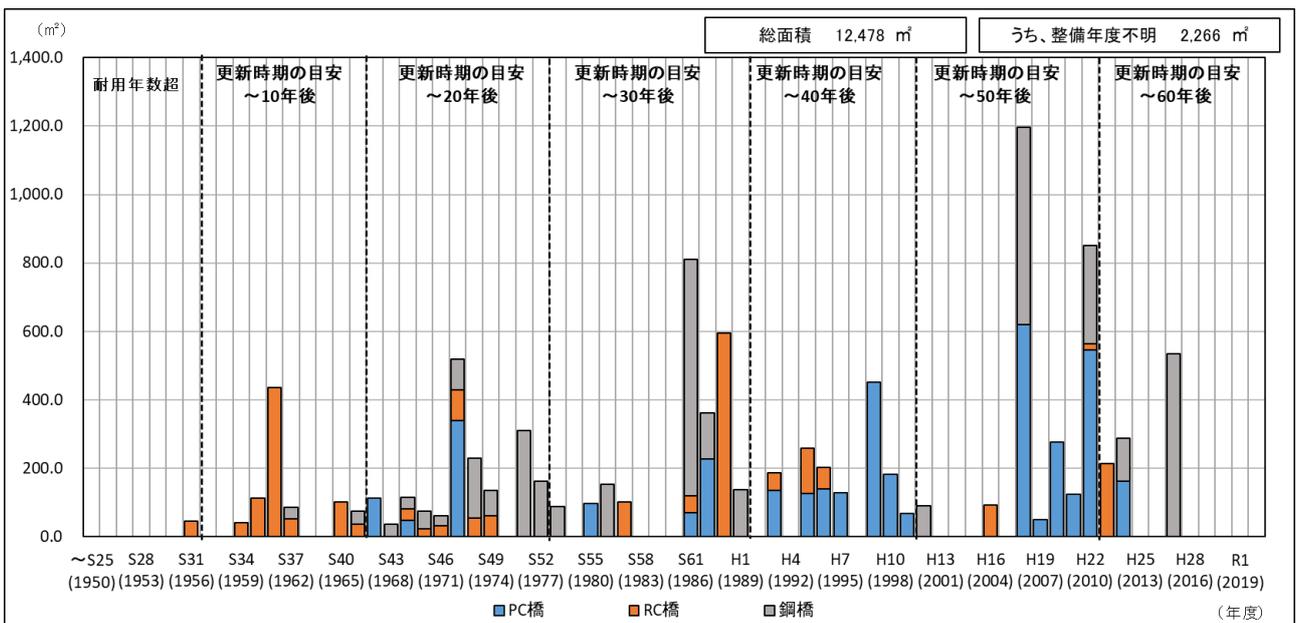


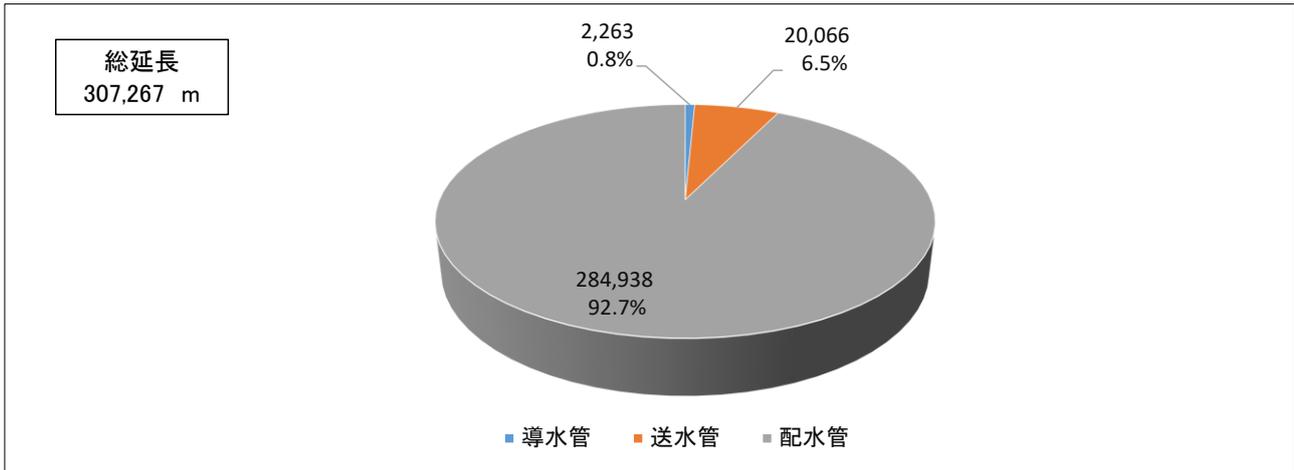
図 2-10 橋りょうの年度別整備状況（令和2（2020）年度時点）

③上水道

<管路>

本市の上水道は、令和2（2020）年度時点で総延長307,267mとなっています。管種別の延長の内訳は、図2-11に示すとおり、配水管が284,938mで上水道全体の92.7%を占めています。送水管は20,066mで6.5%、導水管は2,263mで0.8%を占めています。

上水道の耐用年数が40年であることを踏まえると、すでに耐用年数を超えている上水道が多くあり、今後もさらに多くの上水道が更新時期を迎えます。



※導水管：取水施設から浄水場まで原水を送るための管
 送水管：浄水場から配水場まで浄水を送るための管
 配水管：配水場から給水区域（各家庭）まで浄水を送るための管

図 2-11 上水道の管路延長の構成比（令和2（2020）年度時点）

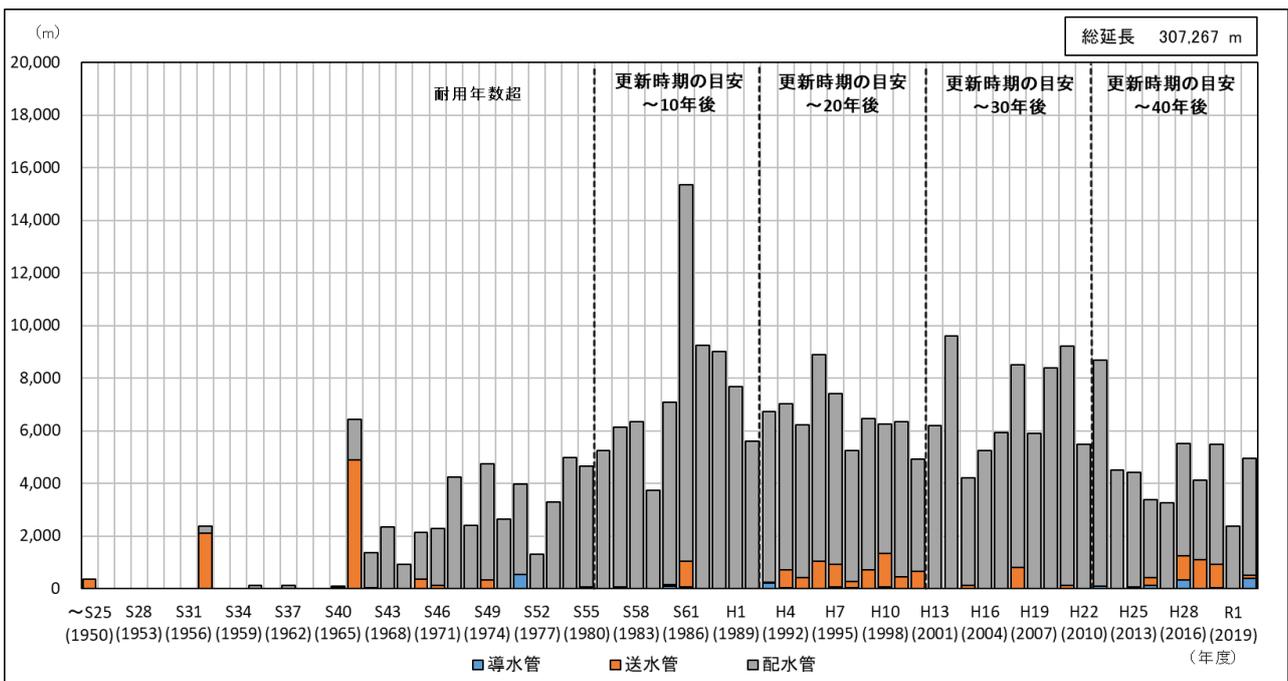


図 2-12 上水道の年度別整備状況（令和2（2020）年度時点）

< 附帯施設（ポンプ場、配水池等） >

上水道の附帯施設は、令和 2（2020）年度時点で 18 施設、総延床面積は 1,367 m² となっています。建築後 30 年以上の施設は、289 m² で上水道の附帯施設全体の 21.1% を占めており、今後 30 年間で更新時期を迎えます。建築後 30 年未満の施設は、1,078 m² で 78.9% を占めており、今後 30 年間で改修時期を迎えます。

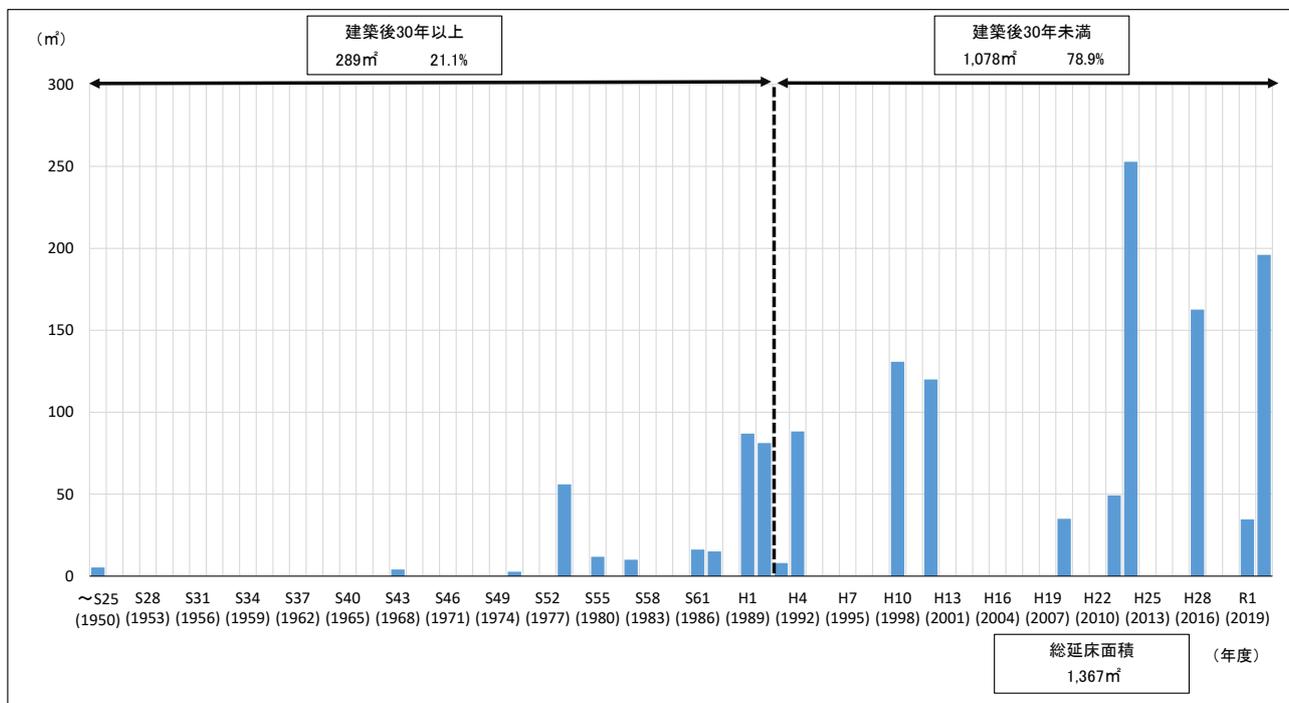
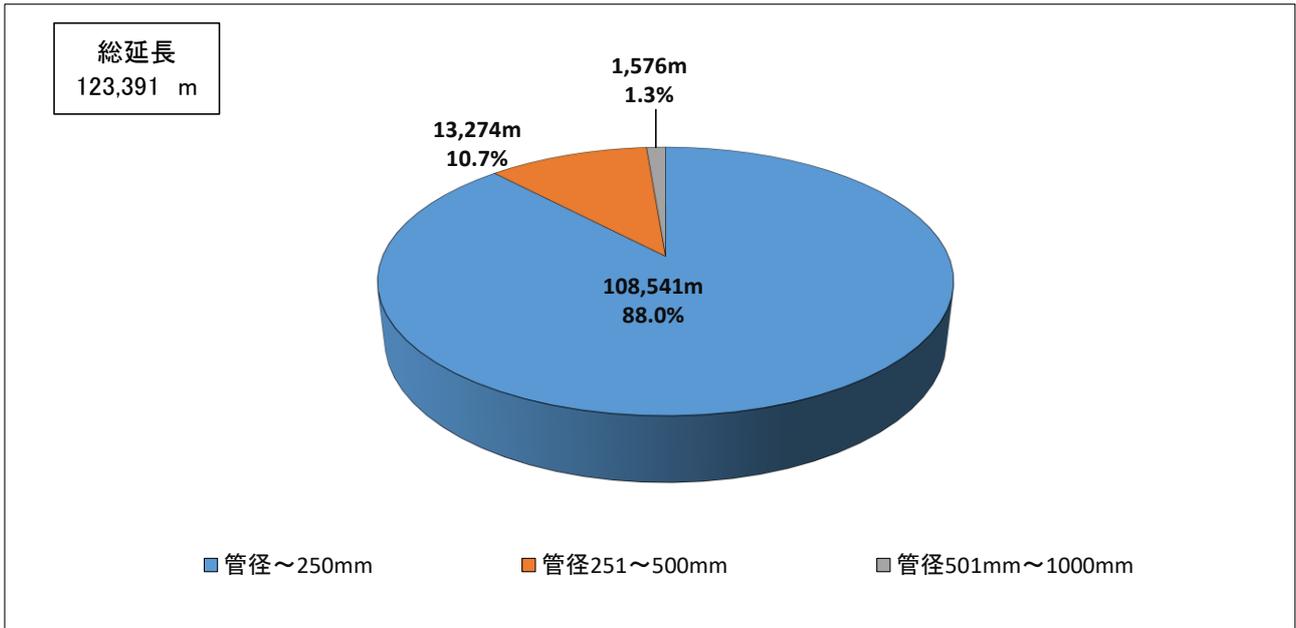


図 2-13 上水道附帯施設の年度別整備状況（令和 2（2020）年度時点）

④下水道

<管路>

下水道の総延長は、令和2（2020）年度時点で123,391mとなっています。管径別の延長の内訳は、図2-14に示すとおり、管径250mm以下が108,541mで管路全体の88.0%、管径251～500mmは13,274mで10.7%、管径501～1000mmは1,576mで1.3%を占めています。



※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

図 2-14 下水道の管種別延長の構成比 (令和2 (2020) 年度時点)

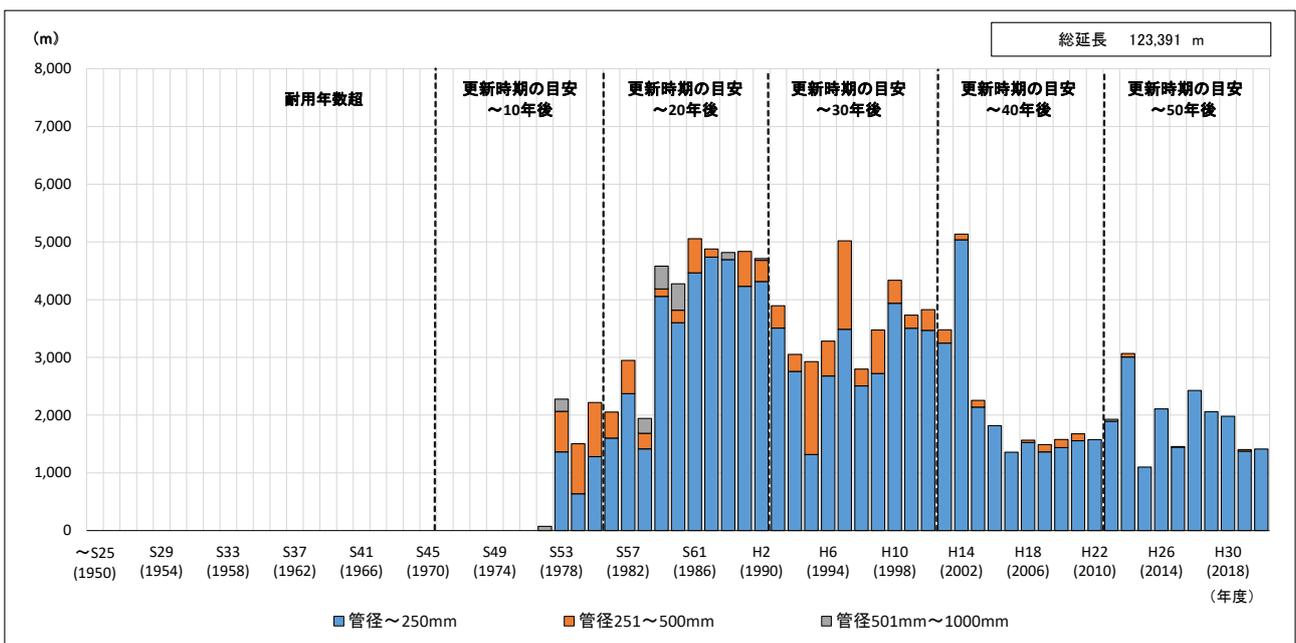


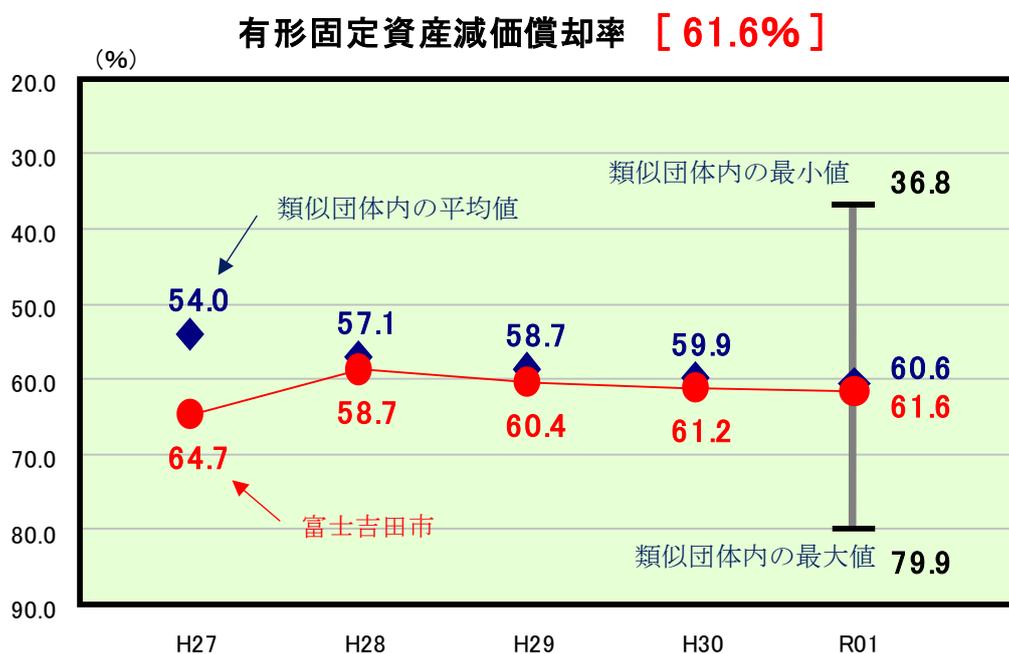
図 2-15 下水道の年度別整備状況 (令和2 (2020) 年度時点)

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度減価償却が進んでいるか、いわゆる老朽化を把握する指標です。

本市の有形固定資産減価償却率は、令和元（2019）年度で61.6%となっており、類似団体平均60.6%を僅かに上回っていますが、全国平均63.4%及び山梨県平均64.2%より低い状況です。類似団体内の順位は60団体中29番目です。

老朽化した施設の統廃合や除却など、本計画及び個別施設計画に基づき、検討を進める必要があります。



出典：令和元年度財政状況資料集（総務省）

図 2-16 本市の有形固定資産減価償却率の推移

【有形固定資産減価償却率算定式】

算定式	
有形固定資産減価償却率	$= \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$

※土地等の非償却資産：貸借対照表の事業用資産の土地、立木竹、建設仮勘定、インフラ資産の土地、建設仮勘定及び物品の合計。

類似団体：平成27年国勢調査の結果を基に「人口」と「産業構造」に基づき、総務省が設定しています。県内では都留市、大月市、中央市が類似団体となっています。

(4) 公共施設等の将来更新等費用の見通し

①公共施設

ア) 現在要している維持管理・更新等経費

本市の過去5年間に既存の公共施設の更新等に要した実績額は、表2-4に示すとおりです。普通会計における既存更新分の年平均は約16.3億円、企業会計における既存更新分の年平均は約0.9億円であり、合わせて17.2億円となっています。

表2-4 公共施設（建物）に係る投資的経費の内訳

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通 会計	既存更新分	3,130,001	711,868	1,086,021	1,772,876	1,474,374	1,635,028
	新規整備分	132,792	468,730	684,414	1,053,205	223,152	512,459
	用地取得分	0	29,942	9,235	110,319	49,252	39,750
	合計	3,262,793	1,210,540	1,779,670	2,936,400	1,746,778	2,187,236
企業 会計	既存更新分	—	—	—	—	89,932	89,932
	新規整備分	—	—	—	—	284,758	284,758
	用地取得分	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	374,690	374,690

出典：庁内資料

- ※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費
- ※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費
- ※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

イ) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み

本市が令和 2(2020)年度時点で保有している公共施設について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用について、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算します。

この結果、令和 4(2022)年度から令和 38(2056)年度までの 35 年間で約 878 億円、年平均で約 25.1 億円が必要となり、充当可能な財源(過去 5 年間の公共施設にかかる投資的経費の実績)年平均約 17.2 億円に対し約 7.9 億円の超過となります。

本計画の計画期間である令和 18(2036)年度までの 15 年間では約 321 億円、年平均で約 21.4 億円が必要となり、充当可能な財源年平均 17.2 億円に対し約 4.2 億円の超過となります。

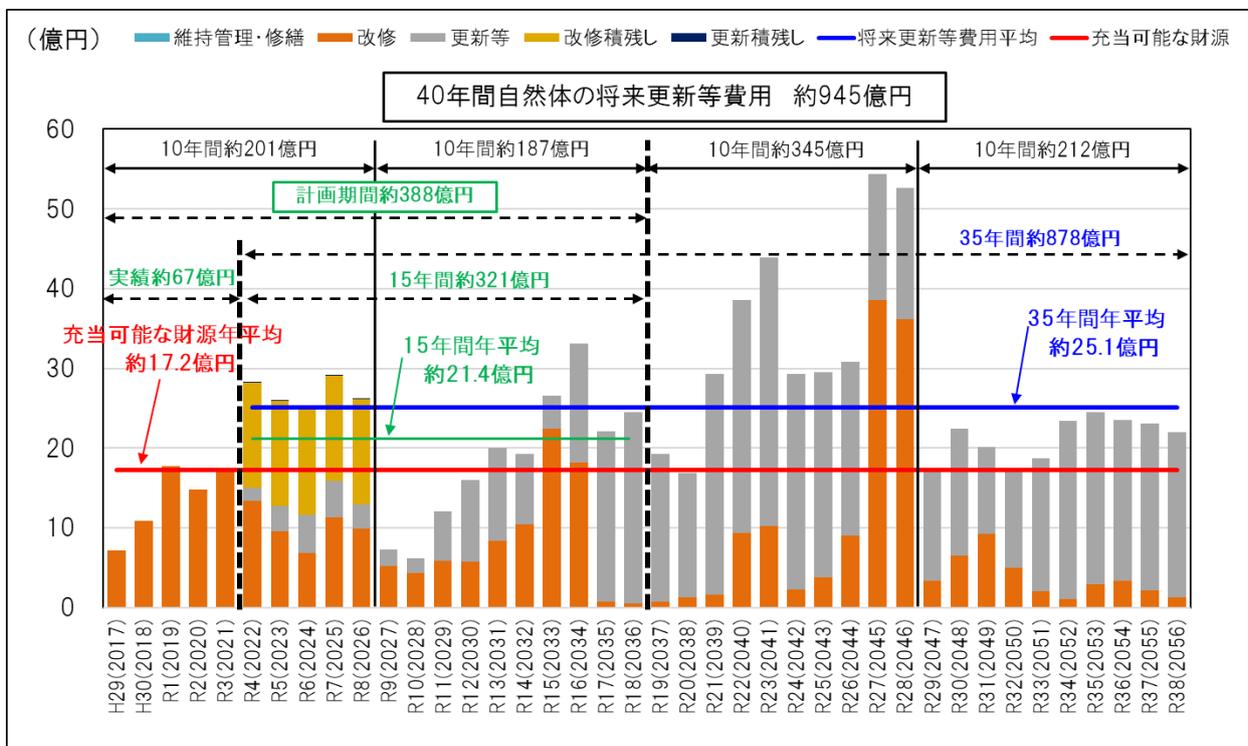


図 2-17 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

ウ) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

公共施設の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、令和 2(2020)年度までに策定している各施設の個別施設計画等から把握します。

その結果、令和 4(2022)年度から令和 38(2056)年度までの 35 年間で約 596 億円、年平均で約 17.0 億円が必要となり、充当可能な財源(過去 5 年間の公共施設にかかる投資的経費の実績)年平均 17.2 億円を若干下回っています。

本計画の計画期間である令和 18(2036)年度までの 15 年間では約 355 億円、年平均で約 23.7 億円が必要となり、充当可能な財源年平均約 17.2 億円に対し約 6.5 億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後 35 年間の差額は 282 億円、年平均で約 8.1 億円の縮減となりますが、本計画の計画期間である令和 18(2036)年度までの 15 年間では約 34 億円、年平均約 2.2 億円の増加となります。

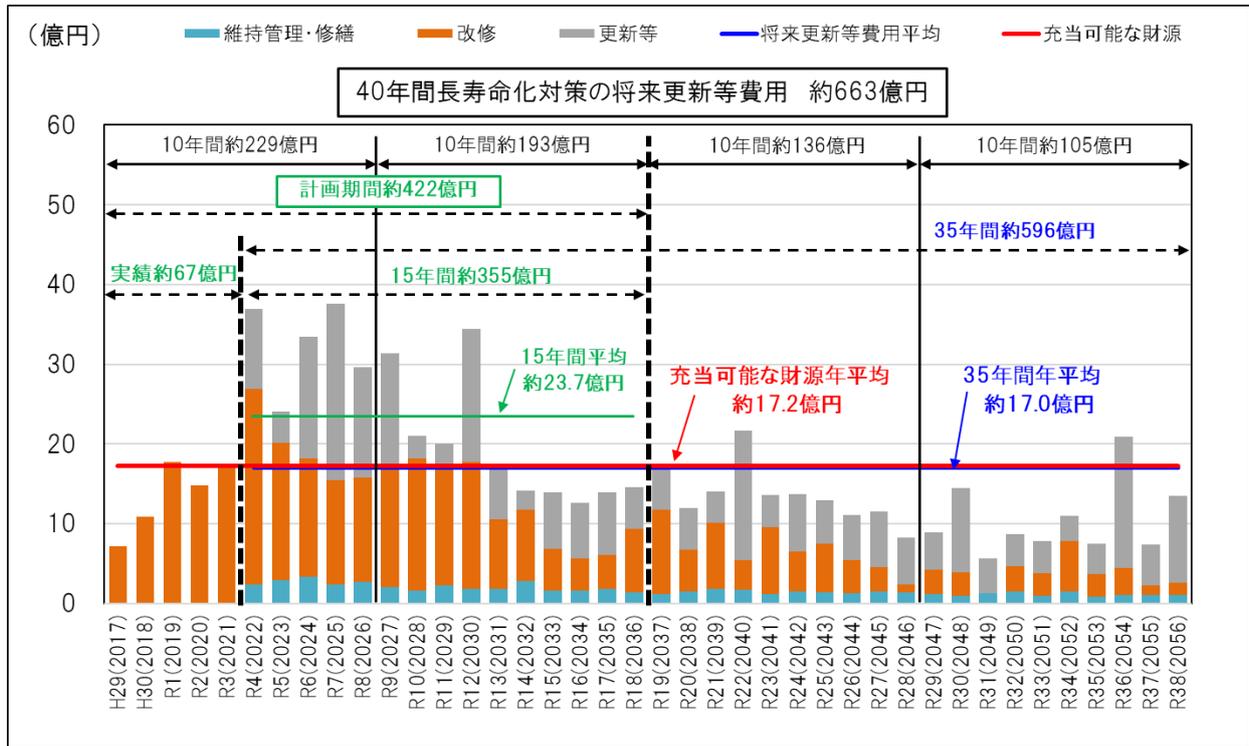


図 2-18 長寿命化対策を反映した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

表 2-5 個別施設計画等を策定している施設一覧

大分類	中分類	個別施設計画策定施設
住民文化系施設	集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ●富士吉田市コミュニティ供用施設地区会館等長期保全計画（平成29年3月） 上吉田コミュニティセンター、明見コミュニティセンター、下吉田コミュニティセンター、上暮地コミュニティセンター、下吉田南コミュニティセンター、市民ふれあいセンター ●住民文化系施設（下吉田中央コミュニティセンター「富楽時」）個別施設計画（令和3年3月） ●富士吉田市コミュニティ供用施設地区会館等長期保全計画（改訂）（令和3年3月） 新屋会館、東町会館、旭町会館、富士見町会館、新町会館、向原会館、中曽根会館、松山会館、幸町会館、仲町会館、竜ヶ丘会館、大明見会館、上宿会館、白糸町会館、小明見会館、中村会館、西町会館、浅間町会館、寿町会館、下宿会館、御茶屋町会館、中央会館、赤坂会館、 ●住民文化系施設（富士吉田市立青少年センター）個別施設計画（令和3年3月）
	文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ●富士五湖文化センター・富士吉田市民会館個別施設管理計画（令和2年3月） 富士五湖文化センター（ふじさんホール）
社会教育系施設	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ●富士五湖文化センター・富士吉田市民会館個別施設管理計画（令和2年3月） 富士吉田市民会館・市立図書館
	博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育系施設（歴史民俗資料館「ふじさんミュージアム」）個別施設計画（令和3年3月）
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ・レクリエーション系施設（鐘山スポーツセンター）個別施設計画（令和3年3月）
	レクリエーション施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ●リフレふじよしだエリア個別施設計画（令和3年3月） 富士山アリーナ、富士山レーダードーム館、道の駅富士吉田
産業系施設	産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ●産業系施設（職業訓練所）個別施設計画（令和3年3月）
学校教育系施設	学校	<ul style="list-style-type: none"> ●富士吉田市学校施設長寿命化計画（令和2年3月） 下吉田第一小学校、下吉田第二小学校、下吉田東小学校、明見小学校、吉田小学校、吉田西小学校、富士小学校、下吉田中学校、明見中学校、吉田中学校、富士見台中学校、 ●学校教育系施設（富士吉田市立看護専門学校・研修棟）個別施設計画（令和3年3月）
	その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育系施設（学校給食センター）個別施設計画（令和3年3月）
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援施設（市立保育園）個別施設計画（令和3年3月） 第一保育園、第二保育園、第三保育園、第四保育園（マザーズホーム）、第五保育園、第六保育園、第七保育園
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・福祉施設（特別養護老人ホーム寿荘）個別施設計画（令和3年3月）
	障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・福祉施設（地域福祉交流センター）個別施設計画（令和3年3月）
	その他福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・福祉施設（富士吉田市福祉ホール・子育て支援センター）個別施設計画（令和3年3月）
医療施設	医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ●医療施設（富士北麓総合医療センター）個別施設計画（令和3年3月） ●富士吉田市立病院建築・設備中長期整備計画（2013年7月）
行政系施設	庁舎等	富士吉田市庁舎施設管理計画（平成31年1月）
	その他行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ●行政系施設（防災備蓄倉庫）個別施設計画（令和3年3月） 防災備蓄倉庫（仲町）、防災備蓄倉庫（向原）、防災備蓄倉庫（旭町）、 防災備蓄倉庫（上暮地）、防災備蓄倉庫（松山）
公営住宅	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ●富士吉田市公営住宅等長寿命化計画（令和3年2月改定） 下宿団地、熊穴団地、寿団地、数見団地、小倉山団地、西丸尾団地、西吉田団地、尾垂団地、富士見町団地、上吉田団地
公園	公園	<ul style="list-style-type: none"> ●諏訪の森自然公園施設長寿命化計画（令和3年3月） ●富士吉田市公園施設長寿命化計画（平成26年3月） 金鳥居市民公園、桂川河川公園、塩釜公園、西原南公園、みずほ公園、堂地堀公園、丸ヶ丘公園 ●富士吉田市準都市公園施設長寿命化計画（平成27年3月） 月江寺公園、弁天公園、新倉山浅間公園
供給処理施設	供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ●富士吉田市環境美化センター焼却施設長寿命化計画（平成28年度）
その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●富士吉田市学校施設長寿命化計画（令和2年3月） 寿町教職員住宅、東町教職員住宅

②インフラ資産

ア) 現在要している維持管理・更新等経費

本市の過去5年間に既存のインフラ資産の更新等に要した実績額は、表2-6に示すとおりです。普通会計における既存更新分の年平均は約2.7億円、企業会計における既存更新の年平均は約1.4億円であり、合わせて4.1億円となっています。

表2-6 インフラ資産に係る投資的経費の内訳

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通 会計	既存更新分	248,014	141,897	318,924	341,063	288,542	267,688
	新規整備分	141,360	0	0	0	0	28,272
	用地取得分	11,003	1,948	12,765	10,120	7,199	8,607
	合計	400,377	143,845	331,689	351,183	295,741	304,567
企業 会計	既存更新分	153,297	104,179	197,367	80,435	161,169	139,289
	新規整備分	1,331,475	335,562	370,907	370,868	1,075,067	696,776
	用地取得分	61,150	0	33,017	0	0	18,833
	合計	1,545,922	439,741	601,291	451,303	1,236,236	854,899

出典：庁内資料

※既存更新分：道路の舗装の打換え、下水管の更新等既存のインフラ資産を更新等するための経費

※新規整備分：道路及び下水管の新規区間の整備等新規のインフラ資産を整備するための経費

※用地取得分：インフラ資産の建設等のための用地を取得するための経費

イ) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み

本市が令和 2(2020)年度時点で保有しているインフラ資産について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用について、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算します。

この結果、令和 4 (2022) 年度から令和 38 (2056) 年度までの 35 年間で約 568 億円、年平均で約 16.2 億円が必要となり、充当可能な財源(過去 5 年間のインフラ資産にかかる投資的経費の実績)年平均 4.1 億円に対し約 12.1 億円の超過となります。

本計画の計画期間である令和 18 (2036) 年度までの 15 年間では約 233 億円、年平均で約 15.5 億円が必要となり、充当可能な財源年平均 4.1 億円に対し約 11.4 億円の超過となります。

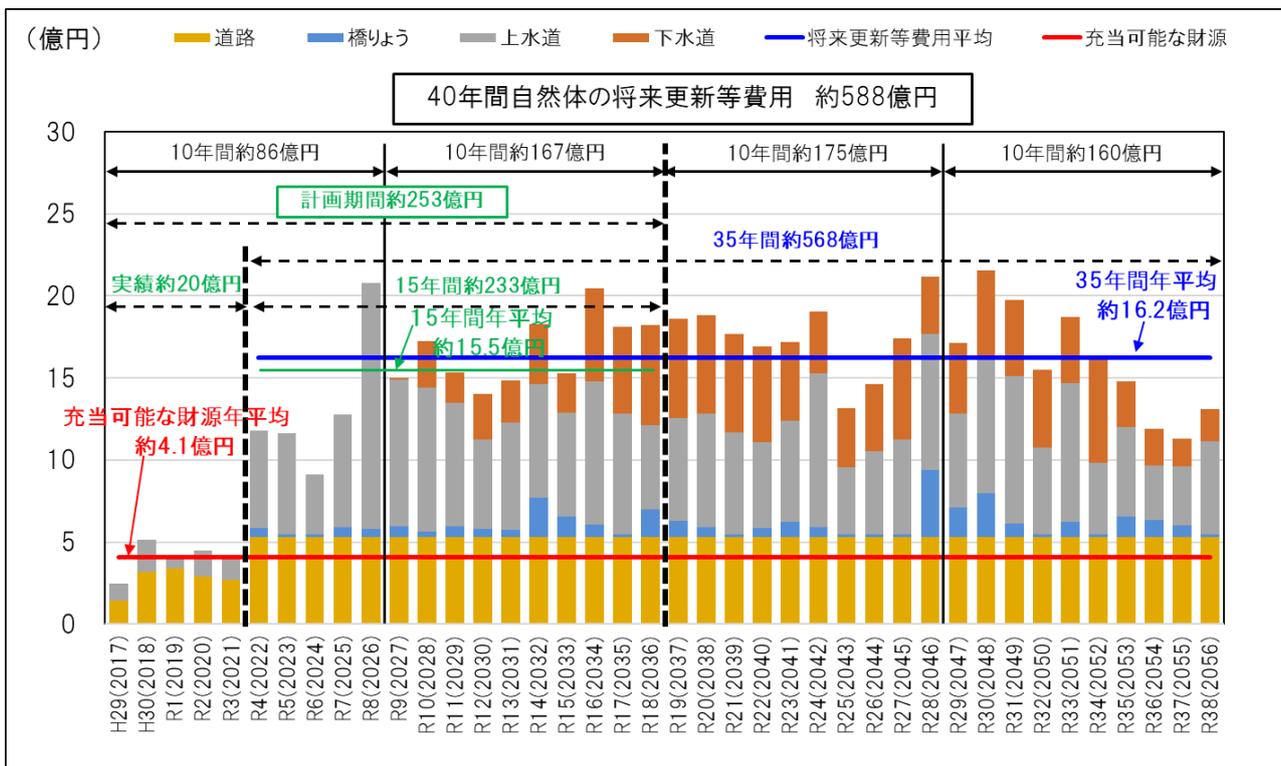


図 2-19 耐用年数経過時に単純更新した場合のインフラ資産の将来更新等費用の見込み

ウ) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

インフラ資産の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、令和 2(2020)年度までに策定している各施設の個別施設計画等によって把握します。

その結果、令和 4(2022)年度から令和 38(2056)年度までの 35 年間で約 298 億円、年平均で約 8.5 億円が必要となり、充当可能な財源(過去 5 年間のインフラ資産にかかる投資的経費の実績)年平均 4.1 億円に対し約 4.4 億円の超過となります。

本計画の計画期間である令和 18(2036)年度までの 15 年間では約 122 億円、年平均で約 8.1 億円が必要となり、充当可能な財源年平均約 4.1 億円に対し約 4.0 億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後 35 年間の差額は 270 億円、年平均で約 7.7 億円、本計画の計画期間である令和 18(2036)年度までの 15 年間では約 111 億円、年平均で約 7.4 億円の縮減となります。

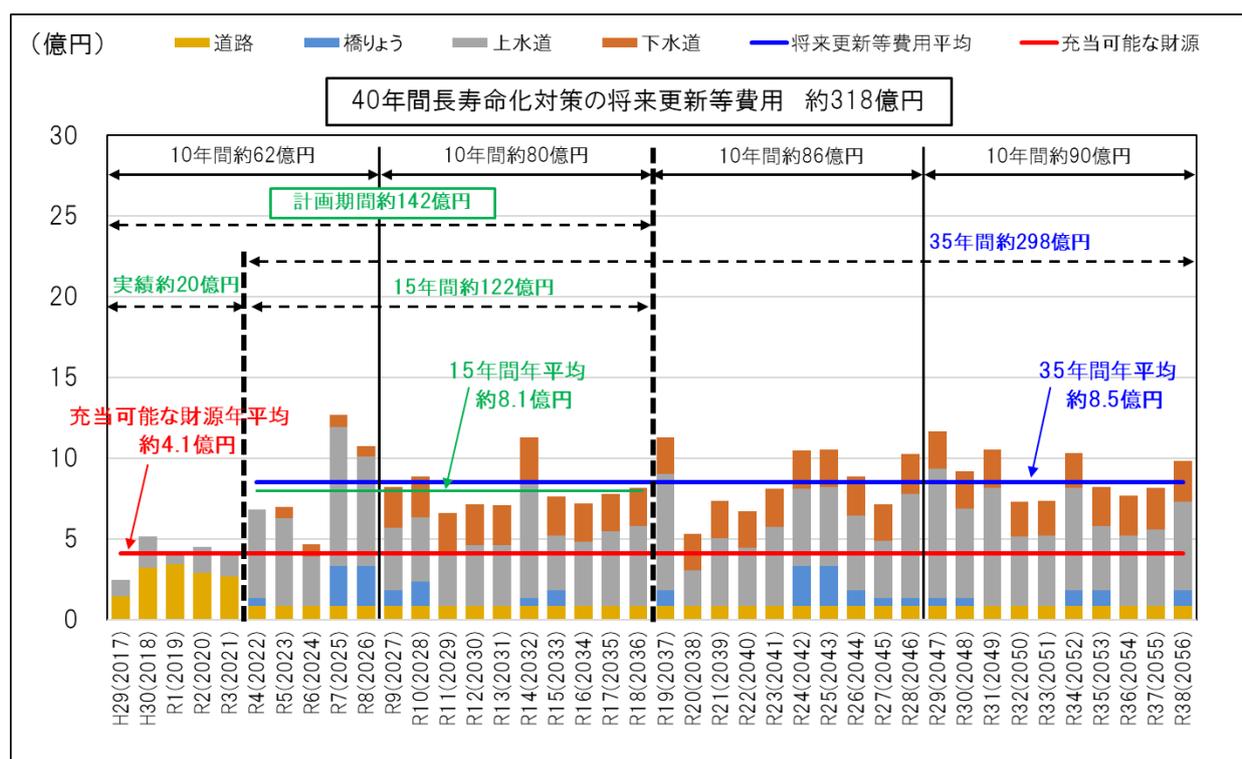


図 2-20 長寿命化対策を反映した場合のインフラ資産の将来更新等費用の見込み

(インフラ資産の個別施設計画等)

- ・平成 27 年度道路付属物調査及び舗装補修計画 (平成 27 年 12 月)
- ・富士吉田市橋梁長寿命化修繕計画 (平成 25 年 3 月)
- ・平成 28 年度 富士吉田市水道事業 水道資産維持管理計画 (平成 29 年 2 月)
- ・下水道ストックマネジメント計画 (令和 3 年 2 月)

③公共施設・インフラ資産の長寿命化対策等による効果額

ア) 耐用年数経過時に単純更新した場合の将来更新等費用の見込み

耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込みは、令和4（2022）年度から令和38（2056）年度までの35年間で約1,445億円、年平均で約41.3億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設等にかかる投資的経費の実績）年平均約21.3億円に対し約20.0億円の超過となります。

本計画の計画期間である令和18（2036）年度までの15年間では約554億円、年平均で約36.9億円が必要となり、約15.6億円の超過となります。

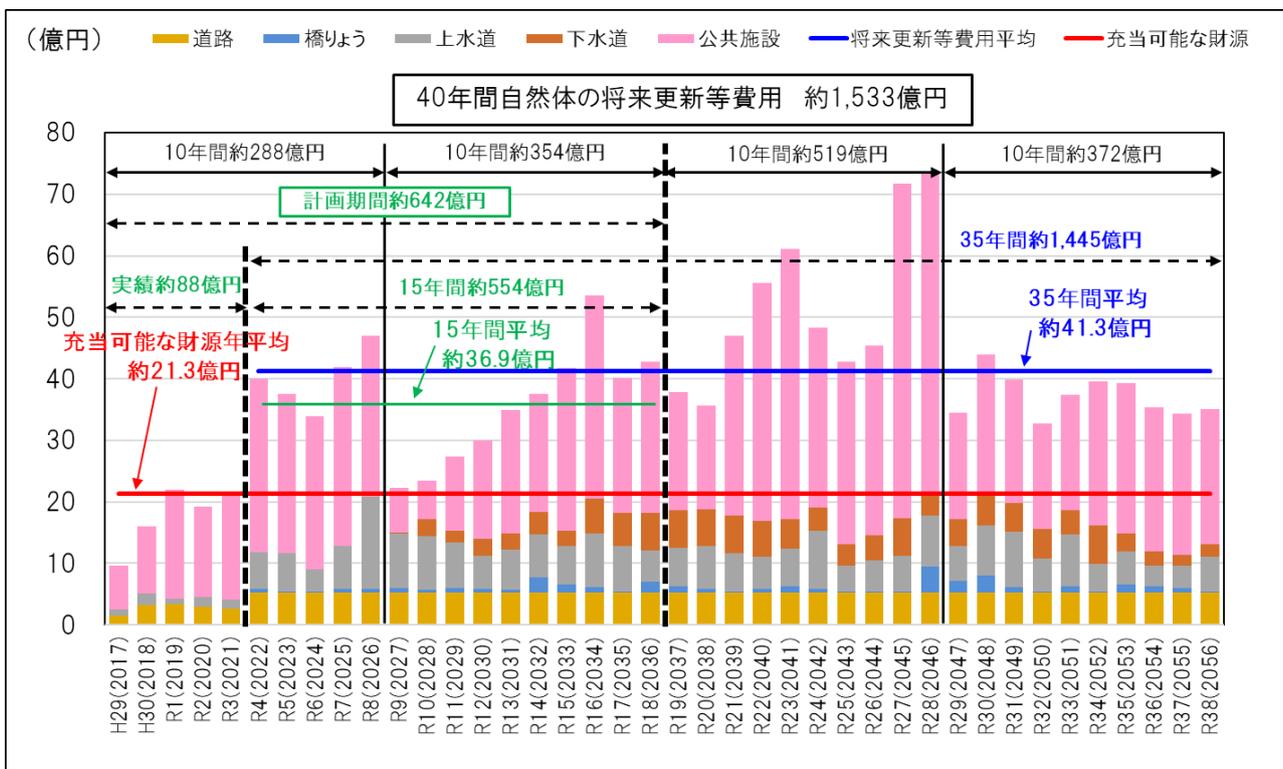


図 2-21 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込み

イ) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込みは、令和 4（2022）年度から令和 38（2056）年度までの 35 年間で約 893 億円、年平均で約 25.5 億円が必要となり、充当可能な財源（年過去 5 年間の公共施設等にかかる投資的経費の実績）年平均 21.3 億円に対し約 4.2 億円の超過となります。

本計画の計画期間である令和 18（2036）年度までの 15 年間では約 476 億円、年平均で約 31.7 億円が必要となり、充当可能な財源約 21.3 億円に対し約 10.4 億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後 35 年間の差額は 552 億円、年平均で約 15.8 億円、本計画の計画期間である令和 18（2036）年度までの 15 年間では約 78 億円、年平均約 5.2 億円の縮減となります。

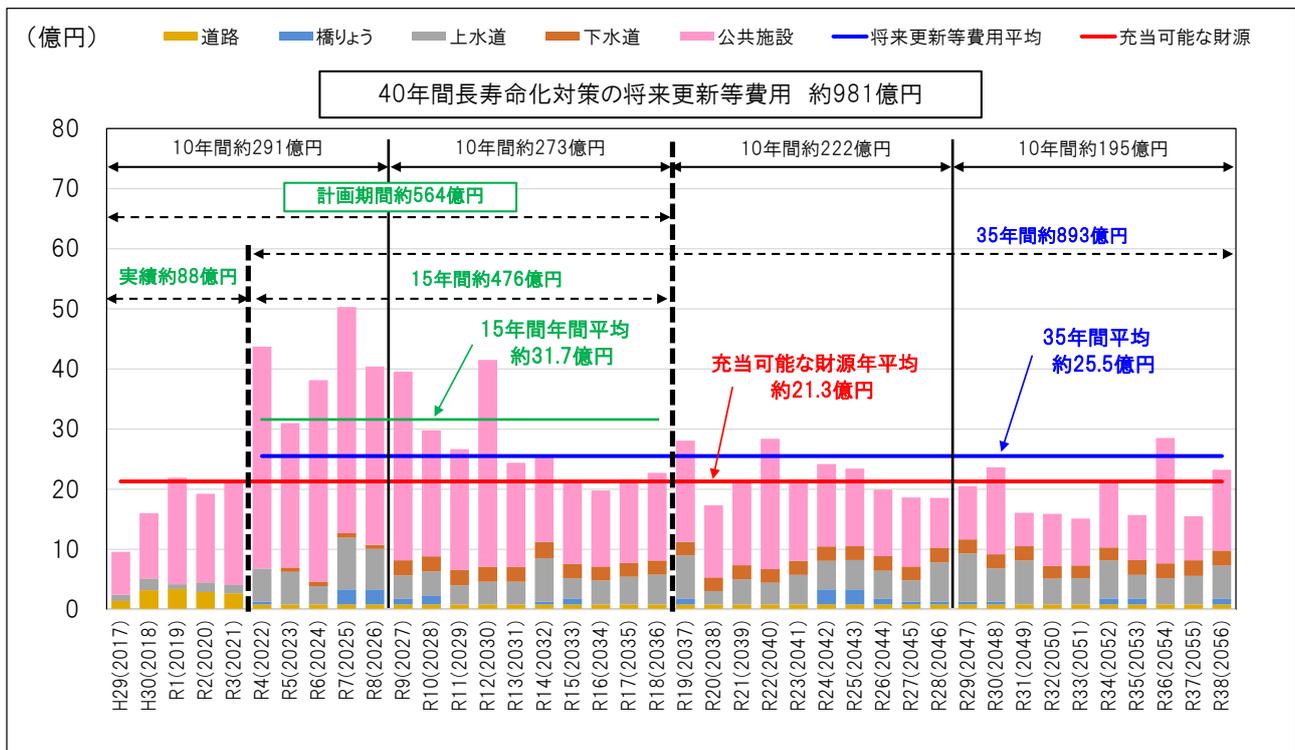


図 2-22 長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込み

ウ) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る整理

総務省が示す中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式に合わせ、本計画の計画期間である平成 29 (2017) 年度から令和 38 (2056) 年度までにおける 10 年間及び 40 年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて整理すると、下記のとおりです。

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(10年間)

【平成29(2017)年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源の見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	1,345	15,037	5,742	22,124	基金や地方債等を活用	20,153	1,971	1,635
	インフラ施設(b)	0	0	2,323	2,323		4,202	-1,879	267
	計(a+b)	1,345	15,037	8,065	24,447		24,356	92	1,902
公営事業会計	建築物(c)	18	0	796	814	地方債等を活用	31	782	89
	インフラ施設(d)	0	0	3,904	3,904		4,449	-546	139
	計(c+d)	18	0	4,700	4,717		4,481	237	228
建築物合計(a+c)		1,363	15,037	6,538	22,938		20,185	2,754	1,724
インフラ施設(b+d)		0	0	6,227	6,227		8,652	-2,425	406
合計(a+b+c+d)		1,363	15,037	12,765	29,165		28,836	329	2,130

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(30年以上)

【平成29(2017)年度から令和38(2056)年度】

今後40年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	5,712	33,459	23,007	62,178	88,198	-26,020	1,635
	インフラ施設(b)	0	0	6,412	6,412	22,803	-16,391	267
	計(a+b)	5,712	33,459	29,418	68,590	111,000	-42,411	1,902
公営事業会計	建築物(c)	71	0	4,095	4,166	6,377	-2,211	89
	インフラ施設(d)	0	0	25,412	25,412	35,995	-10,583	139
	計(c+d)	71	0	29,507	29,578	42,373	-12,794	228
建築物合計(a+c)		5,783	33,459	27,102	66,344	94,575	-28,231	1,724
インフラ施設(b+d)		0	0	31,824	31,824	58,798	-26,974	406
合計(a+b+c+d)		5,783	33,459	58,925	98,168	153,373	-55,205	2,130

【備考】

※ 建築物: 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

※ インフラ施設: 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。

※ 維持管理・修繕: 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※ 改修: 公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新等: 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

(5) 過去に行った対策の実績

平成 29 (2017) 年度から令和 2 (2020) 年度までの主な対策は次のとおりです。

①点検・診断

- ・平成 30 (2018) 年度：富士吉田市役所のコンクリート圧縮強度試験、中性化試験
- ・建築基準法等に基づく法定点検 (各施設)

②大規模改修等

大規模改修については、費用が 500 万円以上の工事を対象としています。

大分類	実施年度	工事名
住民文化系施設	令和元 (2019)	青少年センター浴室増改築工事
		青少年センターパッケージ型消火設備設置工事
社会教育系施設	平成 30 (2018)	歴史民俗博物館 (ふじさんミュージアム) 受変電設備改修工事
	令和元 (2019)	市民会館冷温水ユニット及び制御盤改修工事
スポーツ・レクリエーション系施設	平成 30 (2018)	レーダードーム (リフレふじよしだ) 屋根防水改修工事
学校教育系施設	平成 29 (2017)	下吉田中学校受変電設備改修工事
		富士見台中学校トイレ改修工事
		吉田中学校トイレ改修工事
		吉田小学校教室棟北面外壁防水塗装工事
		看護専門学校空調熱源改修 (発生機) 工事
		看護専門学校屋根軒先庇・箱桶防水改修工事
	平成 30 (2018)	吉田西小学校管理棟屋上防水改修工事
		下吉田東小学校管理棟外壁防水塗装工事
		富士見台中学校渡り廊下塗装改修工事
		下吉田中学校屋内運動場外部塗装工事
		看護専門学校受変電設備改修工事
		看護専門学校校舎外部改修工事 (東面)
	令和元 (2019)	明見小学校外壁防水塗装 (5-7・15-2 棟) 改修工事
		吉田小学校 (14・15 棟) 屋上防水改修工事
		明見中学校天井及び屋上 (4-2 棟) 改修工事
		吉田中学校 (1-4 棟) 屋上防水改修工事
		下吉田第二小学校空調設備設置工事
		下吉田東小学校空調設備設置工事
吉田小学校空調設備設置工事		
富士小学校空調設備設置工事		

大分類	実施年度	工事名
		下吉田中学校(20-2棟)昇降所屋上防水改修工事
		下吉田東小学校階段手摺・教室扉改修工事
		看護専門学校校舎外部改修工事(西面)
	令和2(2020)	下吉田第一小学校空調設備設置工事
		明見小学校空調設備設置工事
		吉田西小学校空調設備設置工事
		明見中学校受水槽改修工事
		吉田中学校南面(1-5R4)外壁防水改修工事
		下吉田第二小学校南面(16-2R3・17-R3・20-R3)外壁防水塗装工事
		下吉田第一小学校屋内運動場倉庫(25-S1)増築工事
下吉田東小学校英語教室他改修工事		
子育て支援施設	令和元(2019)	第六保育園外壁塗装・屋上防水改修工事
	令和2(2020)	第一保育園空調設備設置工事
		第二保育園空調設備設置工事
		第三保育園空調設備設置工事
		第四保育園(マザーズホーム)外壁塗装・屋上防水改修工事
		第四保育園(マザーズホーム)空調設備設置工事
第六保育園空調設備設置工事		
医療施設	平成29(2017)	市立病院CT-3密閉型冷却塔分解整備修繕
		市立病院気送管制御システム更新
		市立病院吸収冷温水機分解整備
	平成30(2018)	市立病院売店要冷設備改修修繕
		市立病院開放型冷却塔CT-1分解整備修繕
		市立病院非常用ガスタービン発電機絶縁診断及び部品交換修繕
		市立病院気送管制御システム更新
	令和元(2019)	市立病院屋外タンク貯蔵所新設工事*1式
		市立病院CT-2開放型冷却塔分解修繕
	令和2(2020)	市立病院自動始動発電機盤・配電盤整備修繕
		市立病院1階口腔外科診療室改裝修繕
		市立病院自動火災報知設備
富士北麓総合医療センター外壁塗装改修工事		
公営住宅	平成29(2017)	寿団地7号館外部改修工事
		寿団地1・2・3・4・8・9号館階段室防滑材設置工事

大分類	実施年度	工事名
	平成 30 (2018)	尾垂団地 1 号館外部改修工事
		尾垂団地 3 号館外部改修工事
		小倉山団地受水槽改修工事
		熊穴団地受水槽改修工事
		尾垂団地 2 号館外部改修工事
	令和元 (2019)	尾垂団地 4 号館外部改修工事
		尾垂団地 5 号館外部改修工事
		西丸尾団地 68 号館受水槽改修工事
	令和 2 (2020)	富士見町団地 2 号館外壁塗装改修工事
		尾垂団地第一受水槽改修工事
		尾垂団地第二受水槽改修工事
		下宿団地受水槽改修工事
	公園施設	令和 2 (2020)
供給処理施設	平成 29 (2017)	し尿処理施設躯体改修工事
		し尿処理施設乾燥焼却設備煙突改修工事
		し尿処理施設乾燥焼却設備熱交換器改修工事
	平成 30 (2018)	し尿処理施設電気計装設備改修工事
		し尿処理施設クリタックシステム更新工事
		し尿処理施設 UF 膜分離装置交換工事
	令和元 (2019)	し尿処理施設給泥ポンプ更新工事
		し尿処理施設乾燥焼却設備修繕工事
		し尿処理施設乾燥焼却設備ファジー制御装置更新修繕工事
	令和 2 (2020)	し尿処理施設乾燥焼却設備修繕工事
		し尿処理施設し尿受入槽・し尿貯留槽防食工事
平成 30 (2018) ～令和 2 (2020)	ごみ処理施設基幹的設備改良工事（長寿命化工事、機械・計装・電気計装設備更新）	

③統廃合

- ・平成 30 (2018) 年度：新開団地 3・9・14・15 号館解体撤去により 4 戸減（▲138.8 m²）で管理戸数 922 戸
- ・令和元 (2019) 年度：上吉田団地建設工事により 58 戸増（3304.04 m²）で管理戸数 980 戸
- ・令和 2 (2020) 年度：上宿団地全部解体撤去により 19 戸減（▲667.90 m²）
- ・令和 2 (2020) 年度：諏訪内団地全部解体撤去により 36 戸減（▲1327.80 m²）
- ・令和 2 (2020) 年度：西吉田団地一部解体撤去により 38 戸減（▲1254.6 m²）で管理戸数 887 戸

注)「▲」はマイナス値を示す。

2. 4. 公共施設等を取り巻く課題

■人口等の今後の見通しからみた課題

需要の変化への対応が必要

本市の総人口は、平成2（1990）年の54,804人をピークに、その後は減少傾向となっています。富士吉田市人口ビジョンの将来人口推計によると、各種施策の展開により令和42（2060）年には総人口を約40,000人とすることが目標とされていますが、今後も一貫して人口減少が続くものと予測されています。また、年齢3階層別の人口構成比をみると、今後しばらくは、年少人口、生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあり、引き続き少子高齢化が進行していくものと予測されています。

そのため、人口減少及び少子高齢化の進行による人口構造の変化を踏まえ、新たな市民ニーズに対応した公共施設の供給のあり方や、機能の維持・向上を検討する必要があります。

■財政状況からみた課題

厳しい財政状況への対応が必要

歳入のうち、地方税については直近10年間に大きな変動はなく、今後の生産年齢人口の減少などを踏まえると、税収は減少する見込みです。一方、歳出について、義務的経費はほぼ横ばいの傾向を示しているものの、扶助費は年々増加傾向にあります。今後も高齢化の進行に伴い扶助費の増加が想定され、投資的経費や維持補修費に充当される財源の確保は一層厳しくなると思われます。

そのため、今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかる費用の全体的な抑制や財源の確保を検討する必要があります。公共施設等の更新等経費には、国県補助金等の活用を図る中で対応し、また更新が集中する時期に備え、計画的に公共施設整備基金を積み立てていく必要があります。

■施設の現状からみた課題

施設の老朽化と安全性確保への対応が必要

本市の公共施設は、建築後30年以上経過している施設が公共施設全体の52.2%を占めており、今後、大規模改修や更新時期が集中することが予測されます。また、インフラ施設においても老朽化が懸念されます。特に、近年頻発している集中豪雨等の自然災害から市民の生命・財産を守るためにも、公共施設等の安全性や機能を適切に確保するための計画的な維持管理、そして長寿命化することにより老朽化対策を行うことが重要となってきます。また、更新等の費用が集中することに対応するため、費用の平準化や抑制を図る必要もあります。

公共施設等については、個別施設計画等に基づく長寿命化対策を確実に実施し、さらにニューノーマル（新たな状態・常識）などによる社会的ニーズの変化に対応した公共施設の再編や、将来を見据えた適正な公共施設の規模の検討、さらに更新等費用の縮減を図っていく必要があります。

3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1. 公共施設等マネジメントの基本目標

本市の公共施設については、現状や課題に対する基本認識を踏まえたうえで、全体最適化を見据えたマネジメントを推進していく必要があります。今後は、市民ニーズを的確に捉えつつ、必要となる公共施設は、計画的な予防保全型による長寿命化を図るとともに、機能が重複している施設や施設利用が低迷している施設については、施設の老朽化の状況や利用の状況を把握した上で、施設総量の最適化を進めます。なお、新たな施設の整備を検討する場合には、既存施設の有効利用、県や周辺市町村との広域連携、民間施設の活用など、新たな施設の建設を伴わない方法についても併せて検討を行います。

インフラ資産については、市民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、大規模災害時等には避難や救援活動、災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、計画的な整備や修繕・更新等を行います。

今後は、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、市税収入等の増加は期待できず、投資的経費の抑制など市の歳入・歳出構造が変化することが予想されます。必要な公共施設等を維持するためには、限られた経営資源を有効に活用していくことが求められます。以上を踏まえ、本市における今後の公共施設等の管理に関する6つの基本目標を定めま

基本目標1：まちづくりの視点（公共施設・インフラ資産）

富士吉田市総合計画や富士吉田市都市計画マスタープランなど、将来のまちづくりの方向性を定めた計画との整合を図り、都市の活性化促進や地域の生活・コミュニティの中心拠点形成における公共施設等及び公共サービスが果たす機能・役割を踏まえ、本市の将来都市づくりの実現への貢献を目指します。このため、市民が安心・安全に暮らすことのできる、快適なまちづくりを実現できるよう、公共施設等の適正な配置や規模を目指します。

また、少子高齢化等による人口構造や社会経済情勢の変化に適応するまちづくりに向けて、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化への配慮、省エネルギー化など、施設機能の充実を目指します。

基本目標2：施設総量の適正化（公共施設）

今後も安定した市民サービスを提供し続けていくために、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、必要となる施設を選択し、適正な施設規模の確保を目指します。このため、既存の施設機能を維持しつつ、施設の集約化、複合化及び廃止等の再配置により、施設総量の適正化を目指します。

また、新たな市民ニーズに対しては、施設の新設を前提とせず、既存施設への集約化などにより、機能の充実や見直しを目指します。

基本目標 3：施設の長寿命化（公共施設・インフラ資産）

市民の生活において、今後も市が保有していく必要がある公共施設等については、施設の維持管理・更新にかかる費用負担の軽減化を目指します。このため、日常的・定期的な点検、診断を実施し、計画的な保全、修繕等による「予防保全型」の維持管理への転換を促進するとともに、大規模改修などに併せた施設の長寿命化を目指します。

基本目標 4：効率的な施設運営（公共施設）

市民サービスは、既存の水準を維持するとともに、市民ニーズ等に応じてさらなる向上を図る必要がありますが、行政の限りある財源及び人員の中では限界があります。このため、管理運営に掛るコストの縮減を図るとともに、民間のノウハウや資金の活用、地域の住民・団体などとの連携も視野に入れた運営方法を引き続き検討し、より効率的な施設の運営を目指します。また、省エネルギー対策や未利用財産の処分、施設利用の受益者負担の適正化などの様々な取り組みや、運営の工夫による利用効率の向上を図り、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を目指します。

基本目標 5：必要な機能の確保（公共施設・インフラ資産）

災害時の防災拠点や避難場所となる公共施設や、避難・救援活動、災害復旧時において確保すべき重要な基盤施設であるインフラ資産については、必要な機能の確保を目指します。このため、予防保全型の計画的な維持管理により、費用の抑制・平準化を図るとともに、市民生活の安全確保と、向上を図る公共施設等の配置を目指します。

基本目標 6：SDGsの推進（公共施設・インフラ資産）

本計画は行政サービスを提供する社会基盤である公共施設等に関するものであり、市民の暮らしを支える公共施設等を適切に維持管理することで、持続可能なまちづくりを進めるにあたり、国連が提唱しているSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて貢献することを目指します。



3.2. 公共施設等の保有量の目標

(1) 公共施設

①人口面からの考察（人口ビジョンによる推計）

将来の総人口の見通しによると、令和 17（2035）年は 44,471 人になると予想されています。平成 27（2015）年の 49,003 人と比較すると 4,532 人の減少であり、人口減少率は約 9.2%となります。

したがって、将来人口に見合った公共施設の保有量を目指すために、公共施設の保有量を人口減少率との整合を図り、9%程度削減する必要があります。

$$\begin{aligned} &4,532 \text{ 人 (今後 20 年間の人口減少数)} \\ &\div 49,003 \text{ 人 (平成 27 (2015) 年の総人口)} \quad \approx 9.2\% \end{aligned}$$

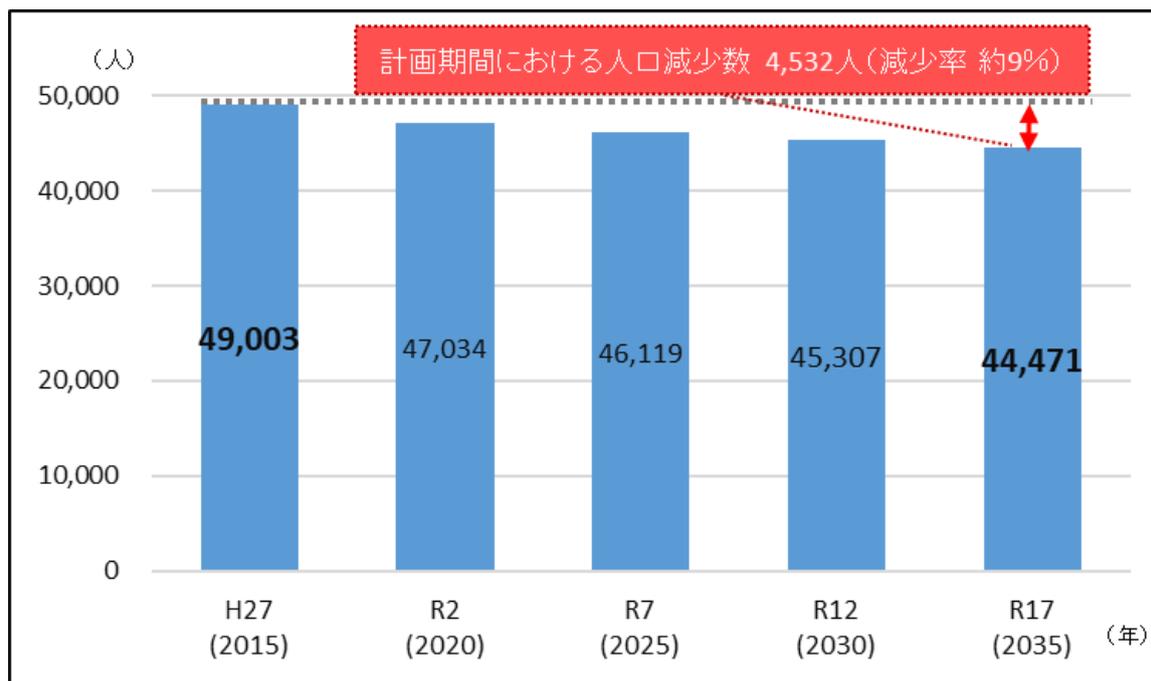


図 3-1 人口面からの考察のイメージ

②財政面からの考察（更新等にかかる投資的経費からの推計）

本計画策定当時の過去5年間（平成23（2011）年度～平成27（2015）年度）における公共施設にかかる投資的経費の年平均は、約20.9億円/年であり、これを、将来の公共施設に充当することができる1年あたりの投資的経費として設定します。公共施設を維持し続けた場合の将来の更新等費用は、計画期間の20年間で約458億円（今後40年間で約952億円）と推計されており、1年あたりでは約22.9億円（40年間では約23.8億円）となります。投資的経費の設定額は1年あたり約20.9億円であることから、年間の不足額は、計画期間で約2.0億円（40年間では約2.9億円）であり、8.7%（40年間では12.2%）の不足となります。

したがって、公共施設の将来の更新等費用を、投資的経費の設定額である年間の約20.9億円以内に抑えるためには、公共施設の保有量を9%（40年間で12%）程度削減する必要があります。

$$\text{約2.0億円（1年あたりの投資的経費の不足額）} \div \text{約22.9億円（1年あたりの将来の更新等費用）} \approx 8.7\%$$

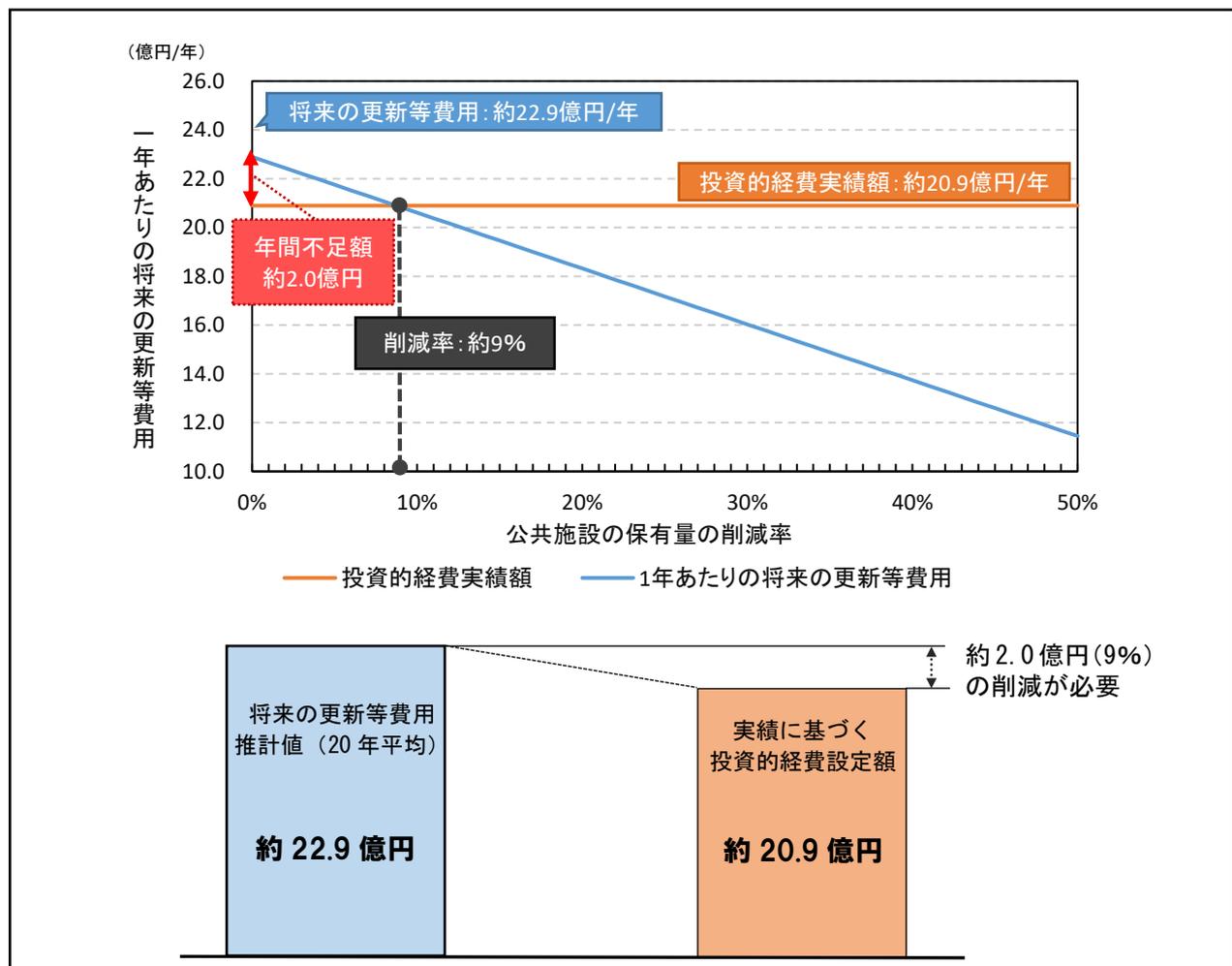


図 3-2 財政面からの考察のイメージ

③削減目標の設定

「①人口面からの考察」と「②財政面からの考察」を踏まえ、適切な行政サービス、公共施設の維持管理・運営を継続して行っていくため、今後の人口減少や更新等費用の増加を考慮し、本市における公共施設の延床面積の削減目標を「10%」と設定します。

なお、削減目標は、中期見直しの際に再検証することとします。併せて、社会情勢の変化、財政収支や人口動向等を踏まえて必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

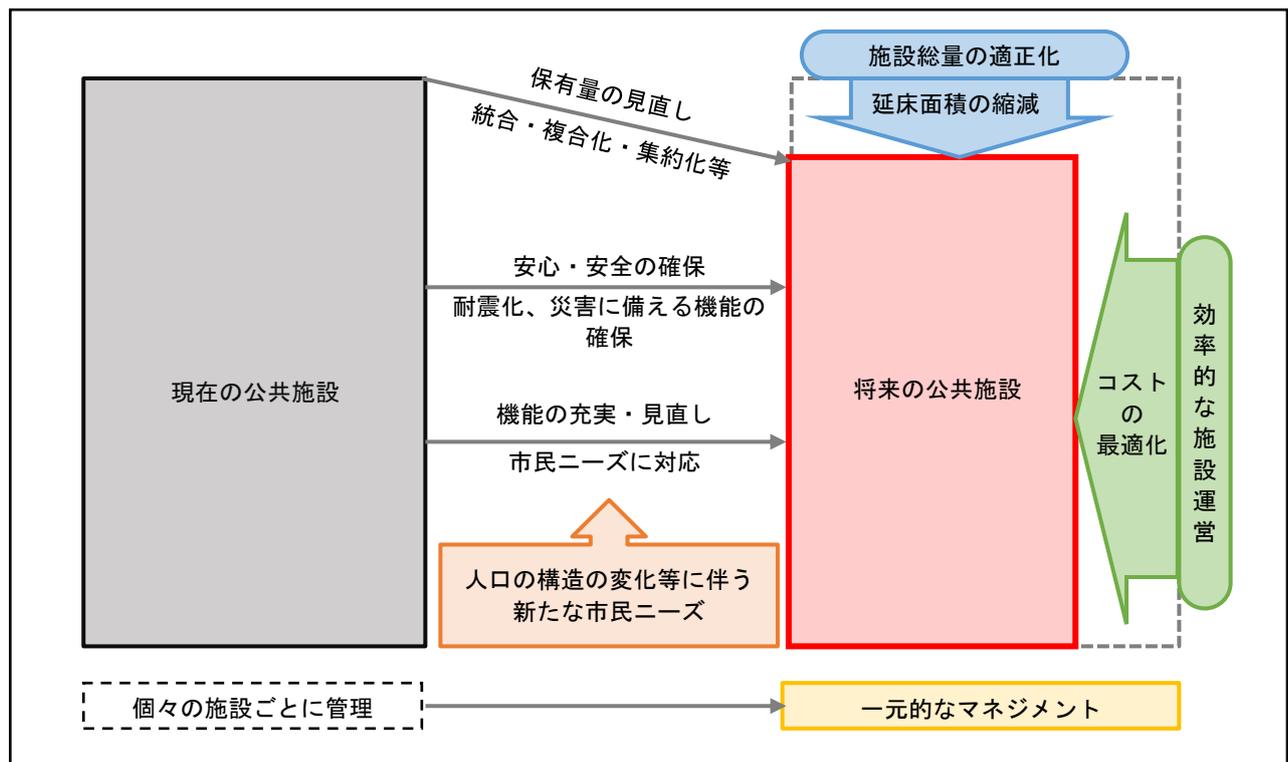
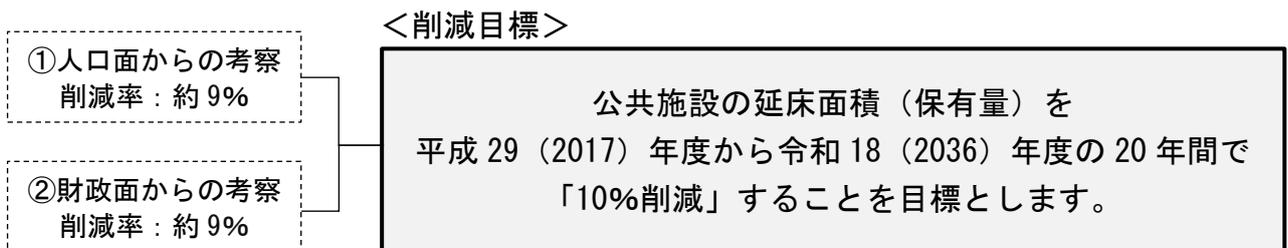


図 3-3 将来の公共施設のイメージ

(2) インフラ資産

インフラ資産は、市民の生活を支える社会基盤となる施設であるため、現時点では総量の縮減は現実的ではないことから、計画的かつ予防的な修繕へと転換し、維持更新費用の縮減を図り、持続可能な施設保有を目指します。

3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断及び安全確保の実施方針

【公共施設】

- 損傷や故障の発生に伴い修繕を行う「事後保全型」から、日常的・定期的な点検や診断により機能の低下の兆候を検出し、使用不可能な状態を避けるために事前に行う「予防保全型」に転換し、計画的な保全を図ります。
- 今後も維持していく施設を対象として、「法定点検（建築物や設備についての法令により定められている点検）」と「自主点検（施設管理者が自主的に行う点検）」を組み合わせることで実施することにより、建築物や設備の機能を維持します。
- 各施設の所管課が個別施設計画策定時に作成・使用した点検マニュアル等を活用し、職員による点検調査を定期的実施することで不具合等を早期に発見し、適切な修繕対応を図ります。
- 職員による自主点検及び法定点検により、危険性が認められた施設については、施設の利用状況を踏まえ、更新、改修、解体等を検討し、施設利用者の安全確保を図ります。
- 供用廃止となっている公共施設や、今後利用する見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去等を検討し、安全の確保を図ります。

【インフラ資産】

- インフラ資産は、各施設の重要度等を踏まえ、機能低下の兆候を検出し、使用不可能な状態の前に補修等を行う「予防保全型」と、日常点検等の都度に不具合が発見された場合に修繕する「事後保全型」に分け、適切に維持管理・修繕を実施していきます。
- 日常点検を実施し、比較的対応が容易なものについてはその都度措置を行い、安全確保を図ります。
- 定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行い、その結果得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録）を構築し、継続的に取り組みます。
- 国の点検マニュアルがある施設については、当該マニュアルに従って、点検を実施します。
- 各インフラ資産の個別施設計画等に基づき、計画的かつ予防的に修繕を行い、維持管理に掛るコストの軽減を図ります。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【公共施設】

- 公共施設については、修繕周期及び点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に修繕を実施することにより機能の維持を図ります。また、修繕や改修に際しては、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図り、利便性の増進と安全性の確保に取り組みます。
- 施設の更新等に当たっては、人口動向や市民ニーズ、周辺施設の立地状況及び類似施設の状況等を踏まえ適正な規模を検討するとともに、減築や機能の複合化、空きスペースの有効活用等を検討し、効率的な施設配置と施設の利用増進を図ります。
- 適正配置計画、統廃合等の計画のある施設については、計画に基づき施設の適正な配置を進めます。
- 省エネ対応機器等の導入を進め、これによりトータルコストの縮減を図ります。
- 施設の維持管理・修繕・更新等においては、民間事業者の活用や地域住民との連携などを積極的に展開し、効率的な施設の運営や質の高い行政サービスの維持・向上、さらには財政負担の軽減に取り組みます。

【インフラ資産】

- 点検・診断結果などにより損傷状況や修繕履歴などを把握し、施設の需要や経済効果などを考慮のうえ整備の優先順位を明確化し、優先度に応じた計画的な維持管理及び更新を図ります。
- 必要に応じて民間の技術やノウハウを活用するなど、民間事業者との連携により、効率的な事業運営やサービスの充実、財政負担の軽減や平準化に取り組みます。

(3) 耐震化の実施方針

【公共施設】

- 現時点では耐震基準を満たしていない施設はありませんが、施設の老朽度や今後の需要を考慮のうえ、必要に応じて計画的な耐震化を検討します。また、大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

【インフラ資産】

- インフラ資産は、利用者の安全確保や安定した供給が行われることが重要であることから、各施設の特長や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検・診断結果等に基づき耐震化を推進します。

(4) 長寿命化の方針

【公共施設】

- 施設の長寿命化については、大規模改修の実施によりライフサイクルコストの削減を見込むことができる施設を対象とします（基本的に、将来、再編や建替え、廃止等が見込まれている施設や、築年数が経過し劣化が進行している施設は、事後保全とします）。
- 各種法令等を踏まえて、構造別に建物の標準使用年数を次のように設定し、予防保全を図る建物については、建物の使用年数を目標使用年数まで長寿命化します（ただし、国の策定指針等により、長寿命化の方針等が示されている公共施設は除きます）。

本計画における標準耐用年数と目標使用年数		
建物の構造	標準耐用年数	目標使用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	60年	80年
鉄骨造	45年	65年
その他（コンクリートブロック造 等）	30年	50年

- 長期的に安全で快適に使用するため、予防保全的な観点から、部材や設備の耐用年数、劣化状況等を把握して、修繕・改修周期を設定し、建物の修繕や改修を計画的に実施することで、劣化の進行を遅らせ、施設性能の低下を長期間に渡りおさえしていきます。
- 大規模改修等を実施する際には、経年劣化した建物の原状回復だけでなく、時代のニーズに合わせ、建物の性能・機能も向上させます。

【インフラ資産】

- 既に個別施設計画等が策定されている施設については、各計画の内容を踏まえて長寿命化を進めていき、機能の維持を図ります。
- 今後新たに策定する各施設の個別施設計画等については、本計画における方針と整合を図ります

(5) 統合や廃止の推進方針

【公共施設】

- 施設の更新時においては、人口動向や財政状況等を踏まえ、施設の統合や廃止を検討します。検討にあたっては、施設の利用状況や運営状況、費用の状況、地理的条件などにより施設評価を実施します。
- 統廃合を行う際には、まちづくりの視点や市民意向を踏まえ、適正配置計画、機能移転計画等に基づき、適正配置を図ります。

- 耐用年数を超過した施設や、当初設置された目的以外の用途で利用されている施設については、今後の活用の方向性について検討します。
- 県所管の施設と機能が重複している施設や必要性に乏しくなっている施設などについては、将来における施設のあり方について、規模の縮小化、他の施設との複合化や廃止等を検討します。

方法	内容	イメージ
集約化	同一の公共サービスの複数施設を1つの施設に集約 (施設規模や数の縮小)	
複合化	異なる公共サービスの複数施設を1つの施設に複合 (施設規模や数の縮小)	
民間施設の活用	施設規模や設備、運営形態を踏まえ、周辺の民間施設を活用	
実施主体や管理運営主体の変更	施設規模や運営形態などを踏まえ、事業の実施主体や管理運営主体を民間等へ変更	

図 3-4 主な施設再編のパターン

【インフラ資産】

- インフラ資産については、施設の長寿命化を基本とし、社会・経済情勢や市民のニーズを踏まえ、必要に応じて適正な供給を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 改修・更新等の実施に合わせて、住民ニーズやユニバーサルデザインのまちづくりの考えを取り入れ、障害の有無、年齢、性別にかかわらず、多様な人々が安心・安全で快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を図ります。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

【市民との情報共有・協働体制の構築】

- 公共施設等の維持管理には、今後も市民が利用する施設の再配置や統廃合等も視野に入れての検討が必要であることから、市民の理解と協力が不可欠となります。そのため、市民からの意見を広く募り、「公共施設等のあり方」について、市民の意向を反映させる仕組みや市民との協働による公共施設の維持管理のあり方について、中長期的に検討を進めます。
- また、ホームページ・広報紙等を活用し、計画の進捗を広報するとともに、説明会等を開催することにより市民への理解を深めながら、公共施設の利活用に関する情報や課題の共有を図ります。

【民間事業者との連携】

- 民間活用による効果が期待できる施設については、指定管理者制度の導入や PPP や PFI 等の手法の活用を検討し、事業の効率化や市民サービスの向上を図ります。

【庁内におけるマネジメント意識の啓発】

- 職員一人ひとりが公共施設及びインフラ資産の現状や本計画の策定意義などを十分理解し、経営的視点に立って総量の適正化、効率的な維持管理の推進へと意識の転換が図られるよう、職員に対しての研修会等を定期的実施し、公共施設等のマネジメント意識の共有と向上に努めます。

4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1. 公共施設

(1) 住民文化系施設

【施設概要】

表 4-1 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震改修 実施状況	指定緊急避難場 所・指定避難所、 福祉避難所の状況	個別施設計画 等策定状況
集会施設	上吉田コミュニティセンター	2,775	S49(1974)	直営	診断済・補強済	○(地震・風水害)	H28年度策定
	明見コミュニティセンター	1,292	S53(1978)	直営	診断済・補強済	○(地震・風水害)	H28年度策定
	下吉田コミュニティセンター	1,494	S54(1979)	直営	診断済・補強済	○(地震・風水害) ●(法定)	H28年度策定
	上暮地コミュニティセンター	843	S59(1984)	直営	新耐震基準	○(地震・風水害)	H28年度策定
	下吉田南コミュニティセンター	973	S62(1987)	直営	新耐震基準	○(地震・風水害)	H28年度策定
	下吉田中央コミュニティセンター(富楽時)	1,565	H27(2015)	指定管理者	新耐震基準	●(協定等)	H28年度策定
	コミュニティ供用施設新屋会館	397	S56(1981)	その他	診断済・補強済	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設東町会館	358	S58(1983)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設旭町会館	341	S60(1985)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設富士見町会館	435	S61(1986)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設新町会館	282	S61(1986)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設向原会館	384	S62(1987)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設中曾根会館	207	S62(1987)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設松山会館	432	S63(1988)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設幸町会館	224	S63(1988)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設仲町会館	295	S63(1988)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設竜ヶ丘会館	468	H1(1989)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設大明見会館	480	H1(1989)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設上宿会館	361	H2(1990)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設白糸町会館	245	H3(1991)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設小明見会館	425	H4(1992)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設中村会館	351	H4(1992)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設西町会館	127	H6(1994)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設浅間町会館	342	H9(1997)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設寿町会館	339	H10(1998)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設下宿会館	323	H14(2002)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設御茶屋町会館	225	H14(2002)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設中央会館	231	H14(2002)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	コミュニティ供用施設赤坂会館	239	H23(2011)	その他	新耐震基準	○(地震・風水害)	R2年度改訂
	市民ふれあいセンター	988	S58(1983)	指定管理者	新耐震基準	—	H28年度策定
青少年センター	2,479	S49(1974)	指定管理者	診断済・補強済	○(地震)	R2年度策定	
文化施設	富士五湖文化センター(ふじさんホール)	3,142	S45(1970)	指定管理者	診断済・補強済	—	R元年度策定

注) ○は指定緊急避難場所。●は福祉避難所。

※ 1つの施設に複数棟ある場合、延床面積はすべての棟の合計を四捨五入して記載し、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況は主要な建物の内容を記載している。

※ 運営形態における「その他」とは、運営において基幹的業務が委託・貸与等されている場合をいう。

【現状と課題】

a. 集会施設

- 「コミュニティセンター」は、地域の文化教養の向上に資する活動の拠点や、学童保育の場として利用されています。6施設中3施設は建築後40年以上、2施設は30年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。
- 「下吉田中央コミュニティセンター（富楽時）」は、老人福祉センター機能とコミュニティセンター機能を併せ持った、多世代交流施設です。市内の中心街に位置し、入浴施設や会議室が整備されていることから、多くの方に利用されています。建築年数の若い施設ですが、内装の劣化が進んでいます。
- 「地区会館」は23自治会に設置されており、地区コミュニティのよりどころとして、自治会活動の拠点に利用されるとともに自治会による管理運営が行われています。施設の多くは1980～1990年代に建築されており、老朽化が進んでいます。
- 「市民ふれあいセンター」は、地域の文化教養の向上に資する活動の拠点や学童保育の場として利用され、地域住民や活動団体に利用されています。利用者は増加傾向にありますが、建築後35年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。
- 「青少年センター」は、団体宿泊研修を通じて、心身共に健全な青少年の育成に役立つための施設として設置されています。市外からも利用団体が訪れ、講座やイベント等の開催場所としても利用されていますが、建築後45年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。

b. 文化施設

- 「富士五湖文化センター（ふじさんホール）」は、コンサートなどの文化的事業をはじめ、行政機関や各種団体、企業等の式典が挙行される等、富士五湖地域全体で多目的に利用されています。

【基本的な方針】

- ◆ 住民文化系施設は、将来の需要と市民の多様なニーズを踏まえ、市民サービスの充実を目指すとともに、利用率及びサービス水準の維持・向上を図ります。
- ◆ 各施設は、個別施設計画等に基づき定期点検等を行い、計画的な修繕等を実施することにより、施設の長寿命化を図ります。
- ◆ 「市民ふれあいセンター」は、施設の老朽化が懸念されていることから、利用者数や運営状況等を踏まえ、今後のあり方について検討します。
- ◆ 青少年センターは、大規模改修以外に、建替えや譲渡、廃止等について十分な検討を行い、施設のあり方について検討します。

(2) 社会教育系施設

【施設概要】

表 4-2 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震改修 実施状況	指定緊急避難場 所・指定避難所、 福祉避難所の状況	個別施設計画 等策定状況
図書館	市民会館・市立図書館	4,147	H22(2010)	指定管理者・直営	新耐震基準	○(地震)	R元年度策定
博物館等	歴史民俗博物館(ふじさんミュージアム)	4,526	H4(1992)	直営	新耐震基準	○(地震)	R2年度策定
	御師旧外川家住宅	391	年度不明	直営	診断済	—	R元年度策定

注) ○は指定緊急避難場所。

※ 1つの施設に複数棟ある場合、延床面積はすべての棟の合計を四捨五入して記載し、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況は主要な建物の内容を記載している。

【現状と課題】

a. 図書館

○ 「市民会館・市立図書館」は、1階には図書館と喫茶スペース、3階に180人規模の小ホール、会議室、和室、ギャラリー等を設置し、様々な生涯学習事業による活用を図っています。

b. 博物館等

○ 「歴史民俗博物館(ふじさんミュージアム)」は、歴史的な遺産の保全と富士山に関わる学習施設としての機能を有する一方、観光客等の来訪者を迎えるための施設でもあります。企画展や講座、ワークショップなどの事業展開や、団体来館者の積極的な受け入れを行っていますが、来館者数を増やすための更なる工夫が必要です。

○ 「御師旧外川家住宅」は、国の重要文化財及び富士山世界遺産構成資産となっています。令和元(2019)年度に耐震診断を行っており、その耐震性が懸念されています。

【基本的な方針】

◆ 「市民会館・市立図書館」及び「歴史民俗博物館(ふじさんミュージアム)」は、個別施設計画等に基づき定期点検等を行い、計画的な修繕等を実施することにより、施設の長寿命化を図ります。

◆ 「歴史民俗博物館(ふじさんミュージアム)」は、(仮称)富士の杜巡礼の郷公園エリアの中核施設として集客力の強化、運営効率化のために、指定管理者制度の導入を検討します。

◆ 「御師旧外川家住宅」は、令和元(2019)年度に策定した「重要文化財(建造物)旧外川家住宅保存活用計画」に基づき、施設の耐震化を図り、適正な維持管理に努めます。また、魅力的なイベント等を企画し、来館者の更なる増加を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

【施設概要】

表 4-3 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震改修 実施状況	指定緊急避難場 所・指定避難所、 福祉避難所の状況	個別施設計画 等策定状況
スポーツ施設	鐘山スポーツセンター	5,821	S55(1980)	指定管理者	診断済・補強不要	○(地震)	R2年度策定
	笹子コミュニティスポーツ広場休憩棟	125	H11(1999)	指定管理者	新耐震基準	—	—
	大明見グラウンドトイレ	1	H14(2002)	指定管理者	新耐震基準	—	—
	放送室(下二小地内)	13	S58(1983)	直営	新耐震基準	—	—
	トイレ施設(下二小・明見中地内)	45	H22(2010)	直営	新耐震基準	—	—
	体育器具庫(下二小地内)	28	S58(1983)	直営	新耐震基準	—	—
レクリエーション施設・ 観光施設	富士山アリーナ	3,452	H12(2000)	指定管理者	新耐震基準	○(地震)	R2年度策定
	富士山レーダードーム館	1,582	H15(2003)	指定管理者	新耐震基準	—	R2年度策定
	中ノ茶屋	192	H6(1994)	指定管理者	新耐震基準	—	—
	道の駅富士吉田	1,034	H15(2003)	指定管理者	新耐震基準	—	R2年度策定

注) ○は指定緊急避難場所。

※ 1つの施設に複数棟ある場合、延床面積はすべての棟の合計を四捨五入して記載し、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況は主要な建物の内容を記載している。

【現状と課題】

a. スポーツ施設

- 「鐘山スポーツセンター」は、健康志向の高まりによって、市民スポーツの拠点として大きな役割を果たしています。体育館の利用件数は増加傾向にあり、合宿等による市外からの利用者数も増加しています。しかし、建築後40年以上が経過しており、老朽化やバリアフリー化、利用者ニーズ等への対応が必要となっています。
- 全施設は、日常点検を月1回程度、職員又は指定管理者により実施しています。

b. レクリエーション施設・観光施設

- 「富士山アリーナ」は、産業・文化の振興に役立つことを目的に設置した多目的交流施設であり、利用者の多くは地元のスポーツ団体や個人です。また、年に数回イベントが開催されていますが、更なる利用者数の増加を図る必要があります。
- 「富士山レーダードーム館」は、富士山レーダードームに関する資料の収集や保管、展示を行うことにより、市民の富士山の気象等に対する関心と理解を深めることを目的に設置しています。令和3(2021)年度に防災情報等を新たに取り入れた展示のリニューアルを行い、リニューアル後は施設を有効活用した各種イベントの実施やSNS等にて積極的に情報を発信することにより、利用者数の増加を図る必要があります。
- 「道の駅富士吉田」は、観光情報等を発信し、市内への来訪を促すための拠点として設置していますが、トイレ等の老朽化や、子育て世代が安心して利用できる授乳室等の整備が課題となっています。また、周辺環境が大きく変動することを踏まえ、これらの

変化に即した建物等のリニューアルを実施し、さらに施設内の車両及び歩行者動線の安全確保を図る必要があります。

- 「中ノ茶屋」は、富士山登山客や観光客に利用されており、今後も需要が見込まれます。

【基本的な方針】

- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設は、本市の観光やスポーツ等の賑わいの活性化拠点として、利用者数の増加を図り、指定管理者等の民間ノウハウを活用した運営の更なる工夫に努めます。
- ◆ 「鐘山スポーツセンター」は、施設の老朽化等に対応するために、建替え等を検討します。
- ◆ 「富士山アリーナ」、「富士山レーダードーム館」、「道の駅富士吉田」の3施設は、必要リニューアルを行うとともに、その後は個別施設計画等に基づき定期点検等を行い、計画的な修繕等を実施することにより、施設の長寿命化を図ります。
- ◆ その他の施設は、定期的な点検等を踏まえ、必要に応じて修繕等を行い、適正な施設の維持管理を図ります。

(4) 産業系施設

【施設概要】

表 4-4 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震改修 実施状況	指定緊急避難場所・ 指定避難所、福祉避 難所の状況	個別施設計画 等策定状況
産業系施設	職業訓練所	461	S39(1964)	その他	診断不要	—	R2年度策定
	観察小屋	31	H5(1993)	直営	新耐震基準	—	—
	水車小屋	16	H7(1995)	直営	新耐震基準	—	—

※ 1つの施設に複数棟ある場合、延床面積はすべての棟の合計を四捨五入して記載し、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況は主要な建物の内容を記載している。

※ 運営形態における「その他」とは、運営において基幹的業務が委託・貸与等されている場合をいう。

【現状と課題】

- 「職業訓練所」は、地域労働者の養成施設として重要な役割を担っており、富士吉田職業訓練協会に貸与し、人材育成や社会的地位の安定等に向けて活用されています。建築後55年以上を経過しており、その機能存続のあり方を検討する必要があります。
- 「観察小屋」及び「水車小屋」は、小規模な施設ですが、適正な維持管理を継続していく必要があります。

【基本的な方針】

- ◆ 「職業訓練所」は当面の間、富士吉田職業訓練協会への貸与を継続しますが、経過年数が長寿命化の目標年数を過ぎていることから、民間施設等の活用について検討します。
- ◆ その他の施設は、定期的な点検等を踏まえ、必要に応じて修繕等を行い、適正な施設の維持管理を図っていくとともに、今後の需要等を勘案して施設のあり方を検討します。

(5) 学校教育系施設

【施設概要】

表 4-5 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震改修 実施状況	指定緊急避難場所・指定避難所、 福祉避難所の状況	個別施設計画 等策定状況
学校	下吉田第一小学校	5,352	S54(1979)	直営	診断済・補強済	◎(地震・風水害) ●(法定)	R元年度策定
	下吉田第二小学校	8,971	S52(1977)	直営	診断済・補強済	◎(地震・風水害) ●(法定)	R元年度策定
	下吉田東小学校	5,862	S50(1975)	直営	診断済・補強済	◎(地震・風水害) ●(法定)	R元年度策定
	明見小学校	7,616	H12(2000)	直営	新耐震基準	◎(地震・風水害) ●(法定)	R元年度策定
	吉田小学校	7,447	S59(1984)	直営	新耐震基準	◎(地震・風水害) ●(法定)	R元年度策定
	吉田西小学校	6,474	S52(1977)	直営	診断済・補強済	◎(地震・風水害) ●(法定)	R元年度策定
	富士小学校	5,924	S62(1987)	直営	新耐震基準	◎(地震・風水害) ●(法定)	R元年度策定
	下吉田中学校	10,568	S56(1981)	直営	新耐震基準	◎(地震・風水害) ●(法定)	R元年度策定
	明見中学校	8,128	S54(1979)	直営	診断済・補強済	◎(地震・風水害) ●(法定)	R元年度策定
	吉田中学校	9,163	S55(1980)	直営	診断済・補強済	◎(地震・風水害) ●(法定)	R元年度策定
	富士見台中学校	4,847	S56(1981)	直営	診断済・補強不要	◎(地震・風水害) ●(法定)	R元年度策定
	看護専門学校	5,683	H7(1995)	直営	新耐震基準	●(法定)	R2年度策定
	看護専門学校研修棟	270	H8(1996)	直営	新耐震基準	—	R2年度策定
	その他教育施設	学校給食センター	3,499	H28(2016)	その他	新耐震基準	—

注) ◎は指定緊急避難場所で指定避難所を兼ねる。●は福祉避難所。

※ 1つの施設に複数棟ある場合、延床面積はすべての棟の合計を四捨五入して記載し、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況は主要な建物の内容を記載している。

※ 運営形態における「その他」とは、運営において基幹的業務が委託・貸与等されている場合をいう。

【現状と課題】

a. 学校

- 学校教育系施設は、建築後 40 年以上経過した施設の割合が 39%を占めており、老朽化が懸念されます。また、旧耐震基準で建築された小中学校は全て耐震補強済ですが、非構造部材の安全対策について対応が必要です。
- 児童・生徒数が年々減少していることから、小中学校のあり方について検討していく必要がありますが、山梨県が令和 3 (2021) 年度から導入している少人数学級の推進について、注視が必要です。
- 「看護専門学校」及び「同・研修棟」は、看護師の資格を取得するために必要な知識及び技術を教授するため、保健師助産師看護師法及び学校教育法の規定に基づき設置しました。特に、市立病院への看護師供給という大きな役割を果たしていますが、建築後 25 年以上経過していることに加え、人口減少や将来ニーズ、財政負担等を踏まえ、今後のあり方を検討する必要があります。

b. その他教育施設

- 「学校給食センター」は、平成 28 (2016) 年 12 月より稼働した施設です。

【基本的な方針】

- ◆ 学校教育系施設は、児童・生徒・学生の安全を確保するため、個別施設計画等に基づき定期点検等を行い、計画的な修繕等を実施することにより、施設の長寿命化を図ります。
- ◆ 小中学校は、教育内容・教育方法の多様化や児童・生徒の生活様式の変化に対応できるように、施設整備を進めます。また、多様な児童・生徒が利用できる学校施設とするため、ユニバーサルデザインやバリアフリー化を進めます。また、年間利用回数の少ないプールについて、民間施設の活用や集約等について、検討を進めていきます。
- ◆ 児童・生徒数の減少が続き、適正な学校規模や、配置の維持管理が困難となった場合は、統廃合等の検討を行います。
- ◆ 「看護専門学校」及び「同・研修棟」は、施設の長寿命化を図りつつ、人口減少、社会情勢の変化を踏まえ、閉校を前提とした今後のあり方を検討します。
- ◆ 「学校給食センター」は、給食提供が停止することのないように、長寿命化方針により適切な点検・診断及び修繕等により、施設の維持管理を図ります。また、災害時の炊出しの防災拠点となる重要な施設であることから、耐用年数を考慮しながら設備等の適正な維持管理を行います。

(6) 子育て支援施設

【施設概要】

表 4-6 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震改修 実施状況	指定緊急避難場所・ 指定避難所、福祉避 難所の状況	個別施設計画 等策定状況
幼稚園・保育園・ こども園	第一保育園	929	S53(1978)	直営	診断済・補強不要	○(地震)	R2年度策定
	第二保育園	1,056	S56(1981)	直営	新耐震基準	○(地震)	R2年度策定
	第三保育園	1,194	H7(1995)	直営	新耐震基準	○(地震)	R2年度策定
	第四保育園(マザーズホーム)	1,783	H5(1993)	直営	新耐震基準	○(地震)	R2年度策定
	第五保育園	898	H26(2014)	直営	新耐震基準	○(地震)	R2年度策定
	第六保育園	700	S49(1974)	直営	診断済・補強済	○(地震)	R2年度策定
	第七保育園	927	H30(2018)	公設民営	新耐震基準	○(地震)	R2年度策定

※ 1つの施設に複数棟ある場合、延床面積はすべての棟の合計を四捨五入して記載し、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況は主要な建物の内容を記載している。

【現状と課題】

- 本市の保育環境を取り巻く環境が大きく変化していることから、令和2(2020)年度に公立保育園配置の方向性についてまとめた「公立保育所の適正配置計画」を策定しました。
- 今後は各計画に基づき、保育園の統廃合と施設の維持管理を進めていくことが必要です。

【基本的な方針】

- ◆ 「公立保育所の適正配置計画」に基づき、施設の適正配置を進めます。
- ◆ 長寿命化を図る保育園については、個別施設計画等に基づき、定期点検等を行い、計画的な修繕等を実施します。また、閉園予定の保育園については、事後保全により施設の適正な維持管理に努めます。併せて、閉園後の施設の方向性について検討します。

(7) 保健・福祉施設

【施設概要】

表 4-7 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震改修 実施状況	指定緊急避難場 所・指定避難所、 福祉避難所の状況	個別施設計画 等策定状況
高齢福祉施設	老人福祉施設附設作業所	433	S54(1979)	指定管理者	診断不要	—	—
	訪問看護センター	219	H10(1998)	その他	新耐震基準	—	—
	特別養護老人ホーム寿荘	5,363	H13(2001)	指定管理者	新耐震基準	●(協定等)	R2年度策定
障害福祉施設	地域福祉交流センター	1,516	H11(1999)	指定管理者	新耐震基準	●(協定等)	R2年度策定
その他社会福祉施設	福祉ホール・子育て支援センター	2,088	H4(1992)	直営	新耐震基準	●※(協定等)	R2年度策定

注) ●は福祉避難所。※は被災状況により一時避難のための避難所として運用する施設。

※ 1つの施設に複数棟ある場合、延床面積はすべての棟の合計を四捨五入して記載し、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況は主要な建物の内容を記載している。

※ 運営形態における「その他」とは、運営において基幹的業務が委託・貸与等されている場合をいう。

【現状と課題】

a. 高齢者福祉施設

- 「老人福祉施設附設作業所」は、一部老朽化が進んでおり、施設の安全性が懸念されています。
- 「特別養護老人ホーム寿荘」は、高齢化に伴いさらに需要は高まるものと考えられます。また、入居者やデイサービス、ショートステイ等の利用者の安心・安全を確保する必要があります。
- 「訪問看護センター」は、小規模な施設ですが、適正な維持管理を継続していく必要があります。

b. 障害者福祉施設

- 「地域福祉交流センター」は、障害者の就労支援等を行い、日中活動の場として重要な役割を担っています。また、利用者の安心・安全を確保する必要があります。

c. その他社会福祉施設

- 「福祉ホール・子育て支援センター」は、第2期富士吉田市子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て施策の推進を図るため、妊娠・出産から子育てまでを切れ目なくサポートする子育て支援拠点として、重要な役割を果たしています。また、学習室の設置等、小中高生が集う場にもなっており、年少人口が減少している中でも、利用者は増加傾向にあります。また、施設は平成28(2016)年度に大規模改修をしており、今後も適正な維持管理を継続していく必要があります。

【基本的な方針】

- ◆ 「老人福祉施設附設作業所」は、定期的な点検等を踏まえ、必要に応じて修繕等を行い、適正な施設の維持管理を図ります。
- ◆ 「特別養護老人ホーム寿荘」及び「地域福祉交流センター」、「福祉ホール・子育て支援センター」は、個別施設計画等に基づき定期点検等を行い、計画的な修繕等を実施することにより、施設の長寿命化を図ります。
- ◆ 「福祉ホール・子育て支援センター」は、保育や育児に関するニーズが多様化していることから、今後はそのニーズに対応するための運営方法として、民間委託の導入を検討します。
- ◆ 「訪問看護センター」は、定期的な点検等を踏まえ、必要に応じて修繕等を行い、適正な施設の維持管理を図ります。

(8) 医療施設

【施設概要】

表 4-8 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震改修 実施状況	指定緊急避難場所・ 指定避難所、福祉避 難所の状況	個別施設計画 等策定状況
医療施設	富士北麓総合医療センター	2,096	S54(1979)	指定管理者	診断済・補強済	—	R2年度策定
	富士北麓総合医療センターCT検診車庫	67	H27(2015)	直営	新耐震基準	—	—
	富士吉田市立病院	24,039	H12(2000)	直営	新耐震基準	—	H25年度策定

※ 1つの施設に複数棟ある場合、延床面積はすべての棟の合計を四捨五入して記載し、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況は主要な建物の内容を記載している。

【現状と課題】

- 「富士北麓総合医療センター」は、建築後40年を経過し、平成18(2006)年に耐震改修工事、平成20(2008)年度に大規模改修、令和2(2020)年度に外壁塗装改修工事など、様々な修繕を効率的に実施してきました。しかし、給排水設備を中心に老朽化が進んでいるため、現施設の適正な維持管理を行いつつも、他の施設への機能移転や建替え等を検討していく必要があります。
- 「富士北麓総合医療センターCT検診車」は、小規模な施設ですが、適正な維持管理を継続していく必要があります。
- 「富士吉田市立病院」は、平成13(2001)年度に開設され、平成23(2011)年度に北別館が増築されています。今後も、定期的な点検等を行い、計画的に修繕等を実施する必要があります。

【基本的な方針】

- ◆ 「富士北麓総合医療センター」は、給排水設備等の老朽化が進んでいるため、定期的な点検等による維持管理に努めるとともに、機能移転や建替え等も含めて施設のあり方について検討を進めます。
- ◆ 「富士北麓総合医療センターCT検診車」は、定期的な点検等を踏まえ、必要に応じて修繕等を行い、適正な施設の維持を図ります。
- ◆ 「富士吉田市立病院」については、地域の中核病院としての役割を果たすため、予防的な維持管理を計画的に実施します。

(9) 行政系施設

【施設概要】

表 4-9 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震改修 実施状況	指定緊急避難場所・ 指定避難所、福祉避 難所の状況	個別施設計画 等策定状況
庁舎等	富士吉田市役所	6,436	S33(1958)	直営	診断済・補強済	—	H30年度策定
その他行政系施設	防災備蓄倉庫（仲町）	299	H10(1998)	直営	新耐震基準	—	R2年度策定
	防災備蓄倉庫（向原）	207	H15(2003)	直営	新耐震基準	—	R2年度策定
	防災備蓄倉庫（旭町）	424	H17(2005)	直営	新耐震基準	—	R2年度策定
	防災備蓄倉庫（上暮地）	388	H19(2007)	直営	新耐震基準	—	R2年度策定
	防災備蓄倉庫（松山）	388	H20(2008)	直営	新耐震基準	—	R2年度策定
	除雪機車庫	60	H4(1992)	直営	新耐震基準	—	—
	市有建物（スポーツ振興倉庫）	41	S45(1970)	直営	診断不要	—	—
	融雪剤保管用倉庫（石山倉庫）	159	H16(2004)	直営	新耐震基準	—	—
	融雪剤積込用倉庫（石山倉庫）	140	H30(2018)	直営	新耐震基準	—	—

※ 1つの施設に複数棟ある場合、延床面積はすべての棟の合計を四捨五入して記載し、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況は主要な建物の内容を記載している。

【現状と課題】

a. 庁舎等

- 「富士吉田市役所」の本庁舎は、建築後 60 年以上を経過していますが、コンクリート詳細調査の結果、躯体の健全性が確認されました。今後、施設の安全性を確保するため、定期的な点検等による適切な修繕等を継続的に行っていく必要があります。また、施設の狭あい化により庁舎が分散している状況もあり、利便性向上のため、施設全体のあり方を検討する必要があります。

b. その他行政系施設

- 「防災備蓄倉庫」の 5 施設は、防災上必要な施設であり、定期的な点検等を行い、適正に維持管理していく必要があります。
- 「市有建物（スポーツ振興倉庫）」は、建築後 50 年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。
- 「融雪剤保管用倉庫（石山倉庫）」及び「融雪剤積込用倉庫（石山倉庫）」は、小規模な施設ですが、適正な維持管理を継続していく必要があります。

【基本的な方針】

- ◆ 「富士吉田市役所」は、今後も行政サービス・防災の拠点施設として、定期的な点検・診断や修繕等を実施し、適正な維持管理を図っていきます。また、並行して庁舎の様々な問題点を解決するため、新庁舎建設に向けての具体的な計画について検討します。
- ◆ 「防災備蓄倉庫」は、災害の発生時に物資供給機能等を果たし、地域住民の安心・安全を確保する上で重要な施設であることから、適正な維持管理に努めます。また、市街

地のエリアごとに配置されていることや、必要な備蓄を行うための床面積等を算出して建設していることから、現在の施設数を維持します。

- ◆ 「市有建物（スポーツ振興倉庫）」は、老朽化が進んでいるため、更新、改修、廃止などの施設のあり方を検討します。
- ◆ 「除雪機車庫」、「融雪剤保管用倉庫（石山倉庫）」、「融雪剤積込用倉庫（石山倉庫）」は、日常の点検や修繕等を実施し、適正な維持管理に努めます。

(10) 公営住宅

【施設概要】

表 4-10 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震改修 実施状況	指定緊急避難場所・ 指定避難所、福祉避 難所の状況	個別施設計画 等策定状況
公営住宅	下宿団地	1,554	H7(1995)	直営	新耐震基準	—	R元年度改訂
	熊穴団地	4,280	S63(1988)	直営	新耐震基準	○(地震:集会所)	R元年度改訂
	寿団地	9,551	S55(1980)	直営	診断済・補強不要	—	R元年度改訂
	小倉山団地	4,992	H4(1992)	直営	新耐震基準	—	R元年度改訂
	新開団地	589	S35(1960)	直営	診断不要	—	R元年度改訂
	神田堀団地	36	S29(1954)	直営	診断不要	—	R元年度改訂
	数見団地	4,464	S59(1984)	直営	新耐震基準	—	R元年度改訂
	西丸尾団地	4,478	H27(2015)	直営	新耐震基準	—	R元年度改訂
	西吉田団地	4,771	S40(1965)	直営	診断済・補強不要	—	R元年度改訂
	尾垂団地	5,479	H7(1995)	直営	新耐震基準	—	R元年度改訂
	富士見町団地	5,000	H11(1999)	直営	新耐震基準	—	R元年度改訂
	富士団地	3,254	S46(1971)	直営	診断不要	—	R元年度改訂
	上吉田団地	3,304	R1(2019)	直営	新耐震基準	—	R元年度改訂

注) ○は指定緊急避難場所。

※ 1つの施設に複数棟ある場合、延床面積はすべての棟の合計を四捨五入して記載し、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況は主要な建物の内容を記載している。

【現状と課題】

○ 公営住宅は13団地、887戸を管理しています。令和元(2019)年度に「富士吉田市公営住宅等長寿命化計画」を改訂し、維持管理していく団地、建替え等を検討する団地、用途廃止予定の団地を定めています。

【基本的な方針】

◆ 「富士吉田市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、施設の管理や改修、建替え等を計画的に進め、適正戸数の管理に努めます。

(11) 公園施設

【施設概要】

表 4-11 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震改修 実施状況	指定緊急避難場所・ 指定避難所、福祉避 難所の状況	個別施設計画 等策定状況
公園施設	明見湖公園	316	H19(2007)	指定管理者	新耐震基準	—	—
	みずほ公園	17	S56(1981)	直営	診断不要	—	H25年度策定
	塩釜公園	2	S61(1986)	直営	新耐震基準	—	H25年度策定
	丸ヶ丘公園	19	S59(1984)	直営	新耐震基準	○(地震)	H25年度策定
	金鳥居市民公園	41	H3(1991)	直営	新耐震基準	○(地震)	H25年度策定
	桂川河川公園	59	S52(1977)	直営	診断不要	—	H25年度策定
	月江寺公園	15	H1(1989)	直営	新耐震基準	—	H26年度策定
	城山3号公園	12	H16(2004)	直営	新耐震基準	—	—
	城山公園	32	H13(2001)	直営	新耐震基準	—	—
	新倉山浅間公園	80	H29(2017)	直営	新耐震基準	—	H26年度策定
	諏訪の森自然公園	209	S61(1986)	直営	新耐震基準	—	R2年度策定
	西原南公園	22	S52(1977)	直営	診断不要	○(地震)	H25年度策定
	田端2号公園	27	H22(2010)	直営	新耐震基準	—	—
	堂地堀公園	19	S58(1983)	直営	新耐震基準	—	H25年度策定
	富士散策公園	37	H21(2009)	直営	新耐震基準	○(地震)	—
	弁天公園	11	H3(1991)	直営	新耐震基準	—	H26年度策定
	城山東農村公園	16	H6(1994)	直営	新耐震基準	—	—

注) ○は指定緊急避難場所。

※ 1つの施設に複数棟ある場合、延床面積はすべての棟の合計を四捨五入して記載し、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況は主要な建物の内容を記載している。

※ 本計画では公園の建築物（公衆トイレや倉庫など）を対象としている。対象となる建築物が無い公園は含まれていない。

【現状と課題】

- 主な施設として「明見湖公園」における“はす池体験工房”が挙げられます。展望デッキ、多目的室などが設置され、指定管理者により管理運営されています。
- その他の施設は、各公園の公衆トイレや倉庫、樹木などであり、職員などによる日常の管理・点検、必要な修繕、維持管理等を実施しています。
- 都市公園（みずほ公園、塩釜公園、丸ヶ丘公園、金鳥居市民公園、桂川河川公園、西原南公園、堂地堀公園）及び準都市公園（月江寺公園、新倉山浅間公園、弁天公園）は、「公園施設長寿命化計画」、「準都市公園施設長寿命化計画」を策定し、予防保全型の修繕を計画的に実施しています。
- 「新倉山浅間公園」は、忠霊塔から眺める富士山の写真を外国人が SNS でアップしたことやマスコミ等に取り上げられたことにより、来訪者が増加しています。

【基本的な方針】

- ◆ 「明見湖公園」における“はす池体験工房”は、定期的な点検等を踏まえ、必要に応じて修繕等を行い、適正な施設の維持管理を図ります。

- ◆ 個別施設計画を策定している公園については、計画に基づき、適正な維持管理を図ります。さらに「新倉山浅間公園」は、観光基本計画を踏まえた上での維持管理に努めます。
- ◆ その他の公園内の施設については、今後とも利用者の安全確保や利便性向上のため、計画的な点検や修繕等の実施により、適正な維持管理に努めます。

(12) 供給処理施設

【施設概要】

表 4-12 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震改修 実施状況	指定緊急避難場 所・指定避難所、 福祉避難所の状況	個別施設計画 等策定状況
供給処理施設	環境美化センターし尿処理施設	2,020	H3(1991)	その他	新耐震基準	—	H28年度策定
	環境美化センターごみ処理施設・リサイクルプラザ	17,401	H15(2003)	その他	新耐震基準	—	H28年度策定

※ 1つの施設に複数棟ある場合、延床面積はすべての棟の合計を四捨五入して記載し、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況は主要な建物の内容を記載している。

※ 運営形態における「その他」とは、運営において基幹的業務が委託・貸与等されている場合をいう。

【現状と課題】

- 「環境美化センターごみ処理施設・リサイクルプラザ」は、西桂町、忍野村の各ゴミ及び富士河口湖町の可燃ごみの受託処理を行っています。また、環境教育機能を備えており、見学や研修にも利用されています。施設本体は、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度に長寿命化工事を行い、10年程度の延命を図りました。
- 「環境美化センターし尿処理施設」は、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度に長寿命化工事を行いましたが、建築後30年が経過しており、施設の老朽化が懸念されています。

【基本的な方針】

- ◆ 「環境美化センターごみ処理施設・リサイクルプラザ」は、令和13(2031)年度まで稼働し、令和14(2032)年度より新たな設備を稼働させる予定です。その間、適正な管理に努めます。
- ◆ 「環境美化センターし尿処理施設」は、施設の適正な維持管理により長寿命化を図る一方で、近隣町村を含めた次期施設の更新計画等を検討します。

(13) その他

【施設概要】

表 4-13 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震改修 実施状況	指定緊急避難場 所・指定避難所、 福祉避難所の状況	個別施設計画 等策定状況
その他	旧整経等作業所	3,453	S44(1969)	直営	診断不要	—	—
	寿町教職員住宅	948	S50(1975)	直営	診断済・補強不要	—	R元年度策定
	東町教職員住宅	1,556	H6(1994)	直営	新耐震基準	—	R元年度策定
	御師浅間坊	134	H4(1992)	指定管理者	新耐震基準	—	—
	(仮称) 富士の杜巡礼の郷公園	179	H30(2018)	直営	新耐震基準	—	—

※ 1つの施設に複数棟ある場合、延床面積はすべての棟の合計を四捨五入して記載し、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況は主要な建物の内容を記載している。

【現状と課題】

- 「寿町教職員住宅」は、建築後 40 年以上が経過しており、老朽化が著しく、現在入居募集は行っていません。一方、「東町教職員住宅」は、建築後 25 年以上が経過していますが、平成 26（2014）年度に改修を実施しました。
- 「御師浅間坊」は、寄附により提供された施設であり、「御師浅間坊整備活用基本構想」が平成 28（2016）年度に策定されました。表門については、修復・復元が終了し、市の文化財に指定されて一般公開が行われています。宿泊部分であった旧館については、平成 28（2016）年度に解体され、居住部分であった新館については、令和 2（2020）年度に改修工事を完了、令和 3（2021）年度より指定管理者制度を導入し“若者交流施設御師浅間坊”として施設の管理・運営を行っています。

【基本的な方針】

- ◆ 「東町教職員住宅」は、今後の定期的な点検の状況によって、必要な改修を行い、可能な限り使用することを目指します。「寿町教職員住宅」については、市営寿団地との関係性を整理し、その結果で解体を行うものとします。
- ◆ 「御師浅間坊」は、「御師浅間坊整備活用基本構想」に基づいた整備を進めます。
- ◆ 「旧整経等作業所」は、将来解体予定であり、解体までの間は倉庫として活用します。
- ◆ （仮称）富士の杜巡礼の郷公園は、当該公園エリアの完成後、所管課による適正な維持管理に努めます。

4.2. インフラ資産

(1) 道路

【保有施設】

分類	種別	単位	令和2(2020)年度時点
道路	一級道路	実延長 (m)	29,506
		面積 (㎡)	308,136
	二級道路	実延長 (m)	16,988
		面積 (㎡)	104,662
	その他の道路	実延長 (m)	317,424
		面積 (㎡)	1,272,105
	自転車歩行者道	実延長 (m)	396
		面積 (㎡)	939
	合計	実延長 (m)	364,314
		面積 (㎡)	1,685,842

【現状と課題】

- 市道の総延長は 364,314mあり、道路改良率は 42%となっています。市道は、一級道路 (29,506m)、二級道路 (16,988m)、その他の道路 (317,424m)、自転車歩行者道 (396 m) に区分し管理しています。
- 道路パトロール等による日常点検を実施しており、損傷などが確認された場合には、適宜補修工事を行っています。
- 市道の維持・管理は、長寿命化計画、幹線道路の補修計画を基本に、優先順位をつけて計画的に対応しています。住民要望への対応、老朽化した舗装の打ち換え、除雪対応の見直し、排雪場所の確保に課題があります。

【基本方針】

- ◆ 市が管理する道路については、予算や路線の重要度から予防保全型管理と事後保全型管理に分類して、管理を行います。それぞれの管理方法に適した点検や維持管理を実施し、効率的な管理を実現します。
- ◆ 市民の安全の確保や向上を図るため、適宜、道路拡幅や側溝整備などの改修を実施します。また、沿道住民の協力を得ながら、避難路の確保などに必要となる狭隘道路の解消を進めます。
- ◆ 日常の目視点検、清掃や植栽の管理など、市民と行政の協働による道路の維持管理を図ります。

(2) 橋りょう

【保有施設】

分類	種別	単位	令和2(2020)年度時点
橋りょう	PC橋		4,230
	(内、農道橋)		(616)
	(内、林道橋)		(0)
	鋼橋	面積 (㎡)	4,813
	(内、農道橋)		(991)
	(内、林道橋)		(183)
	RC橋 ※農道橋・林道橋なし		3,435
	合計(橋数)	橋数(橋)	171
	(内、農道橋)		(8)
	(内、林道橋)		(3)
	合計(面積)	面積(㎡)	12,478
	(内、農道橋)		(1,607)
(内、林道橋)	(183)		

【現状と課題】

- 本市が管理する橋りょうは171橋あり、総面積は12,478㎡となっています。
- 整備時期が集中しており、老朽化を同時期に迎えるため、修繕や架け替えに要する費用の集中が予想されます。
- 平成24(2012)年度に長寿命化計画が策定され、計画に基づく維持管理を行っています。
- 橋りょうの維持管理においては、関連法令に基づく5年ごとの近接目視点検が義務づけられています(ただし、農道橋、林道橋を除く)。

【基本方針】

- ◆ 道路パトロール時に実施する「日常点検」、国の橋梁定期点検要領に基づいて実施する「定期点検」により、安全確保を図ります。
- ◆ 農道、林道パトロール時に日常点検を行うとともに、個別施設計画に基づき定期点検を実施し、安全確保を図ります。
- ◆ 個別施設計画等に基づき、「予防保全型」の維持管理に転換することで、道路網の安全性、信頼性を確保するとともに、費用の削減を図ります。

(3) 上水道

【保有施設】

分類	種別	単位	令和2(2020)年度時点
上水道	管路	延長(m)	307,267
	附帯施設	施設数(施設)	18
		面積(m ²)	1,367

【現状と課題】

- 上水道施設は、配水場などの附帯施設 18 施設と管路 307,267mが布設されています。
- 上水道施設の多くは昭和 40(1965)～60(1985)年度に築造されていることから、老朽度が高く、耐震性の低い施設も存在します。
- 上水道設備の点検業務は、概ね年に1～2回程度、電気保安協会及び業者委託により実施しています。点検の際に劣化が見られた部品については、適宜交換等を実施しています。
- 附帯施設は、職員が施設を巡回して点検及び必要な修繕等を実施しています。

【基本方針】

- ◆ 「予防保全型」の維持管理を進め、安全で安定した供給と維持管理費用の平準化に努めます。
- ◆ 地震等の災害に備え、上水道施設の耐震化を進めます。
- ◆ 未使用となっている附帯施設は、今後の上水道事業の需要と供給の方向性を考慮し、廃止を含めた施設のあり方を検討します。
- ◆ 事業計画に基づいた整備を進めます。

(4) 下水道

【保有施設】

分類	種別	単位	令和2(2020)年度時点
下水道	管路	延長(m)	123,391

【現状と課題】

- 下水道施設は、管路 123,391mが布設されています。定期的な点検等を行い、計画的な維持管理を進める必要があります。
- 「富士山の水資源の安心・安全を実現し、快適な暮らしを創造する」を目的に、社会資本整備総合交付金を活用した下水道施設の整備を実施しています。
- 下水道施設の防災対策として、2013(平成25)年度に策定した「富士吉田市下水道総

合地震対策計画」に基づき、軟弱地盤地域のマンホールの浮上防止整備を進めています。今後も、救命、支援活動を行う避難所・病院等の防災拠点やその動線となる重要道路等において、その推進が必要です。

【基本方針】

- ◆ 河川や農業用水路などの汚濁を防止し、衛生的で安心・安全な暮らしを実現するため、事業計画に基づいた整備を進めます。
- ◆ 地震等の災害に備え、下水道施設の耐震化を進めます。
- ◆ 持続可能な下水道事業の実現を目的に、下水道施設全体を対象として、その状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、リスク評価等により優先順位付けを行った上で、施設全体を対象に計画的かつ効率的に管理します。

（5）農道

【保有施設】

分類	単位	令和2（2020）年度時点
農道	延長（m）	29,706

【現状と課題】

- 農道の総延長は29,706m、道路舗装率は71%です。

【基本方針】

- ◆ 農業の生産性の向上、農地の適正な管理を図るため、日常的な巡回や点検等により、施設の状況の把握に努めます。損傷などが確認された場合には、適宜補修工事を実施します。

（6）林道

【保有施設】

分類	単位	令和2（2020）年度時点
林道	延長（m）	21,324

【現状と課題】

- 林道の総延長は21,324mです。

【基本方針】

- ◆ 林業の生産性の向上、森林の適正な管理を図るため、日常的な巡回や点検等により、施設の状況の把握に努めます。損傷などが確認された場合には、適宜補修工事を実施します。

(7) トンネル

【保有施設】

分類	単位	令和2(2020)年度時点
トンネル	延長(m)	125

【現状と課題】

- 本市が管理するトンネルは、「背戸山トンネル(総延長125m)」があり、平成13(2001)年度に建設されています。
- トンネルの維持管理においては、関連法令に基づく5年ごとの近接目視点検が義務づけられています。

【基本方針】

- ◆ 巡回による目視点検及び法令に基づく近接目視点検により、施設の安全の確保に努めます。

(8) 河川

【保有施設】

分類	種別	単位	令和2(2020)年度時点
河川	準用河川	延長(m)	1,000

【現状と課題】

- 本市が管理する河川は、「準用河川新倉川(総延長1,000m)」があります。

【基本方針】

- ◆ 施設の機能維持及び破損・劣化を抑制するため、巡視や点検等により施設の状況の把握に努めるとともに、損傷などの危険性が確認された場合には、適切に機能回復を図ります。

(9) 道路照明灯

【保有施設】

分類	単位	令和2(2020)年度時点
道路照明灯	基	489

【現状と課題】

- 489基の道路照明灯を設置し、管理しています。

【基本方針】

- ◆ 道路照明灯の適切な維持管理に努めます。また、職員による巡回と市民との協働により日常の点検を行い、損傷箇所の早期発見と適正対応に努めます。

4.3. 個別施設計画等の策定について

公共施設等は、本計画における実施方針を踏まえ、予防保全を前提とした個別施設計画等を策定するものとします。ただし、公共施設のうち、以下の条件に該当する施設は、本計画の所管課と協議の上、策定を省略することができるものとします。その場合、当該施設は事後保全を基本とし、点検等により不具合が認められた場合には適宜修繕等を実施し、施設の適正な維持管理を図ります。

- ・将来的に再編、建替え、廃止等が見込まれている施設
- ・築年数が耐用年数近くまで経過し、劣化が進行している施設
- ・小規模な建物（倉庫、便所等の概ね200㎡以下の建物等）
- ・鉄骨鉄筋コンクリート（SRC造）、鉄筋コンクリート（RC造）、鉄骨造（S造）以外の施設

5.推進体制

5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 取組体制の構築

これまでの公共施設等の維持管理や情報把握は、施設を保有または所管する部署ごとに、部分的な最適化を進めてきましたが、今後は、市全体において全体的な最適化を図る視点で、下図に示す体制で取り組みます。

そのため、本計画の進行管理、公共施設等に係る情報の一元管理、事務事業との調整や確認等、全庁的な公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署を設置し、関連部署との調整・連携を図りながら体制の強化を図ります。

また、固定資産台帳の情報を適正に管理し、公共施設等マネジメントに活用することや、限られた財源を有効に活用するため、公共施設等マネジメントによる再配置や保全等の優先度を判断し、財政所管部局・施設所管部局と連携した予算編成・予算配分の仕組みを構築します。

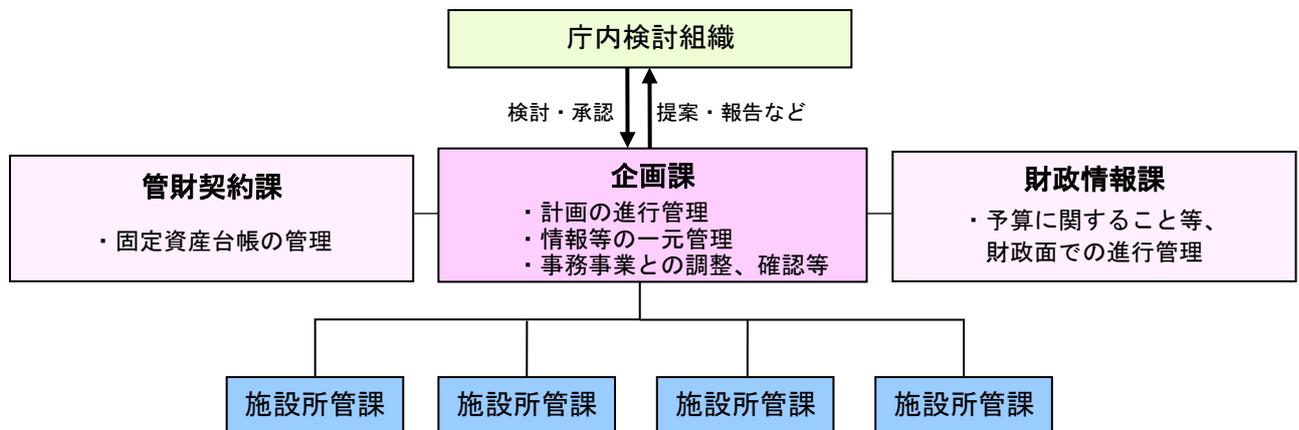


図 5-1 全庁的な取組体制

(2) 情報管理・共有のあり方

公共施設等マネジメントの推進には、施設等の維持管理にかかる費用、利用状況、費用対効果などを適宜把握し、分析をしていく必要があります。

そのため、公共施設等に関する情報を一元的に管理・共有化するための情報データベース化を進め、施設情報を継続的に更新し、活用できる仕組みの構築を検討します。

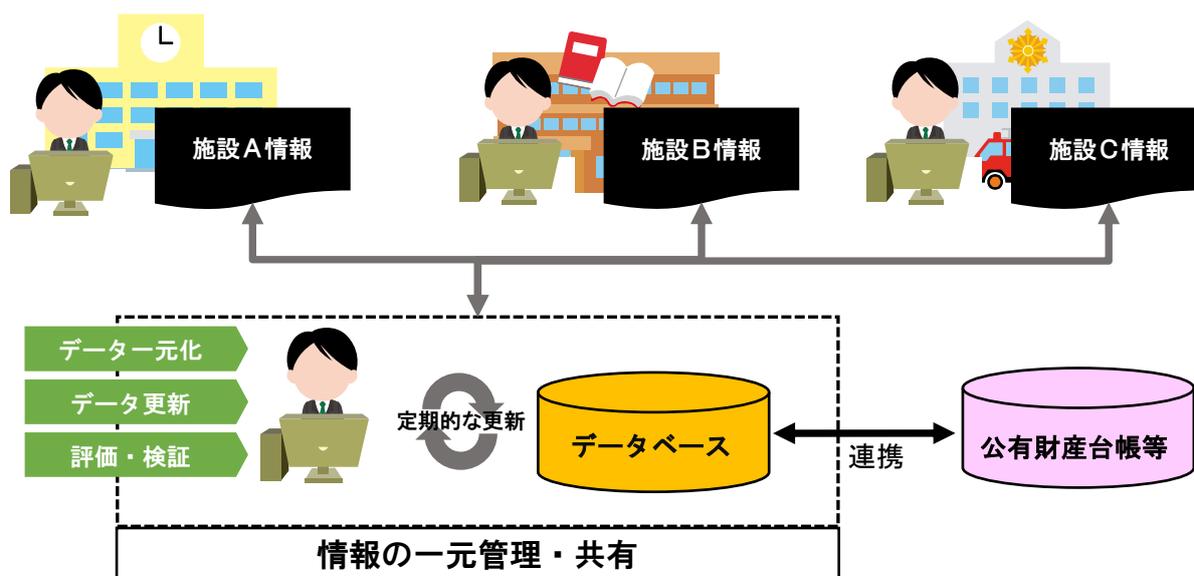


図 5-2 情報管理・共有のイメージ

(3) 庁内におけるマネジメント意識の啓発

公共施設等マネジメントを推進するためには、職員一人ひとりが公共施設及びインフラ資産の現状や本計画の策定意義や必要性などを理解し、市民サービスの確保のために取り組むことが重要です。

そのため、職員全員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有化を図り、資産経営のあり方やコスト面での意識改善の向上へ努めていきます。

5.2. 市民との情報共有

公共施設等マネジメントの推進にあたっては、市民が実際に利用する施設や公共サービスの規模縮小・廃止なども視野に入れて検討を行うことから、受益者である市民の理解が必要不可欠です。公共施設等の課題解決の方法を考えることは、今後のまちづくりを考えることであると言えます。

そのため、市の財政状況や公共施設等の保有状況など、市が直面する状況や課題などについて、広報紙やホームページなどの手段を用いた情報公開を進めるとともに、市民等の意見・意向の収集に努め、市民と行政の協働による公共施設等マネジメントを推進します。

5.3. フォローアップの実施方針

公共施設等総合管理計画は平成29（2017）年度から令和18（2036）年度の20年間に渡る計画となります。この長期に渡る計画の実効性を確保するため、本計画で示した「公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」における進捗状況について、PLAN（計画）・DO（実施）・CHECK（評価）・ACT（改善）サイクルを用いた評価を定期的実施することが重要となります。このため、PDCAサイクルを、全庁内における体制のなかで確実に推進することにより取り組みの進捗管理を行い、評価や改善を行うとともに、市民への情報共有に努めることで、計画に沿った公共施設等マネジメントを推進していくものとします。

進捗状況に関する評価の結果、その他状況の変化等があった場合には、適宜、本計画の見直しを行います。

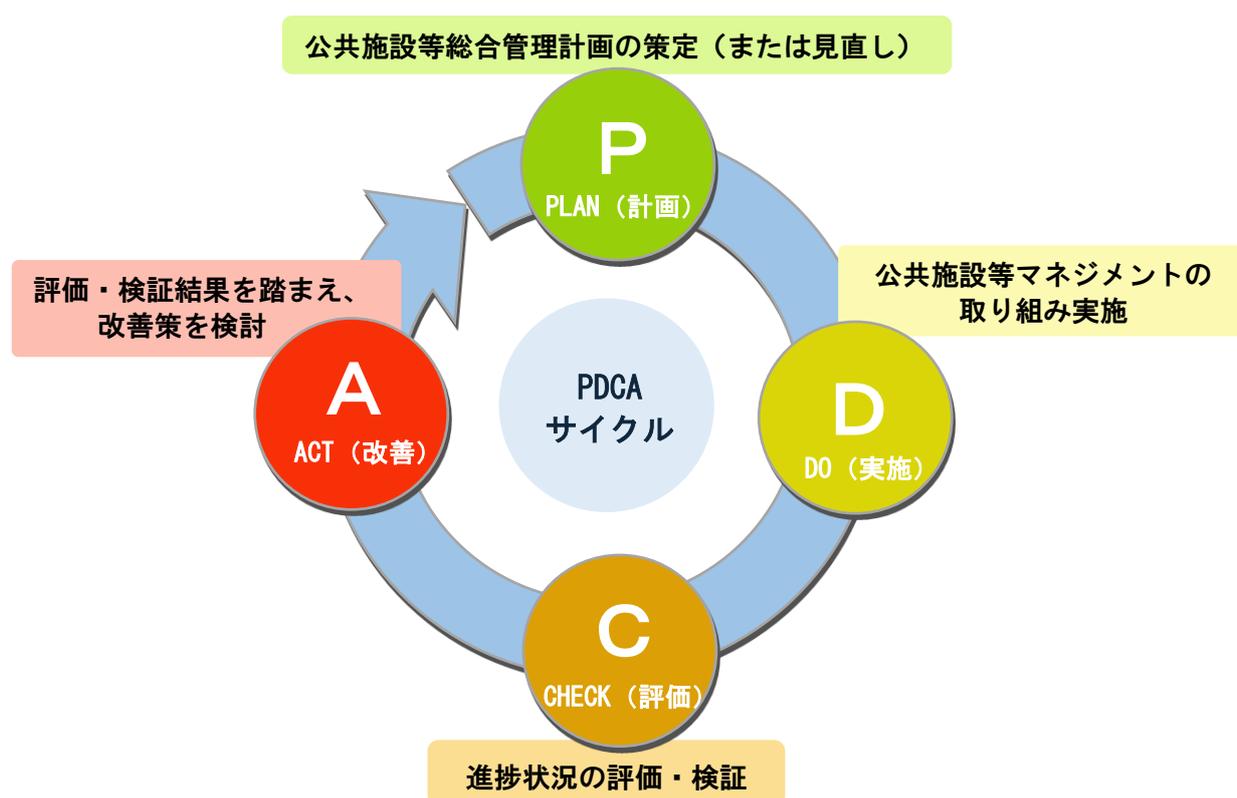


図 5-3 フォローアップの実施のイメージ

6. 資料編

6.1. 公共施設の将来更新等費用の試算条件

公共施設の将来更新等費用は、以下の条件に基づき試算しています。

- ◆ 物価変動率、落札率等は考慮しない
- ◆ 公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- ◆ 建築後、60年で更新（建替え）を実施
- ◆ 建築後、30年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆ 平成28（2016）年度時点で大規模改修の実施年の30年を経過している施設は、積み残しとして平成29（2017）年度から10年間で処理（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆ 更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

表 6-1 公共施設の更新等費用の単価

大分類	大規模改修	更新
住民文化系施設	25 万円/ m ²	40 万円/ m ²
社会教育系施設	25 万円/ m ²	40 万円/ m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/ m ²	36 万円/ m ²
産業系施設	25 万円/ m ²	40 万円/ m ²
学校教育系施設	17 万円/ m ²	33 万円/ m ²
子育て支援施設	17 万円/ m ²	33 万円/ m ²
保健・福祉施設	20 万円/ m ²	36 万円/ m ²
医療施設	25 万円/ m ²	40 万円/ m ²
行政系施設	25 万円/ m ²	40 万円/ m ²
公営住宅	17 万円/ m ²	28 万円/ m ²
公園施設	17 万円/ m ²	33 万円/ m ²
供給処理施設	20 万円/ m ²	36 万円/ m ²
その他	20 万円/ m ²	36 万円/ m ²

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

6.2. インフラ資産の将来更新等費用の試算条件

(1) 道路

- ◆ 更新年数
 - ・15年
 - ※舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて15年とする。
- ◆ 更新費用
 - ・全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定。
- ◆ 更新費用単価
 - ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。
道路（1級、2級、その他）：4,700円/m²
自転車歩行者道：2,700円/m²

(2) 橋りょう

- ◆ 耐用年数
 - ・60年
- ◆ 更新費用単価
 - ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。
鋼橋 500千円/m²、コンクリート橋 425千円
- ◆ 建設年度が不明の橋りょう
 - ・平成29（2017）年度から令和38（2056）年度の40年間で処理（更新費を40年間で均等に振り分け）。
- ◆ 耐用年数を超えている橋りょう
 - ・試算時点で更新年数を既に経過している場合：2017年度から5年で処理（更新費を5年間で均等に振り分け）。

(3) 上水道

- ◆ 耐用年数
 - ・40年
- ◆ 更新費用単価
 - ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。
- ◆ 建設年度が不明の上水道管
 - ・平成29（2017）年度から令和38（2056）年度の40年間で処理（更新費を40年間で均等に振り分け）。
- ◆ 耐用年数を超えている上水道管
 - ・試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成29（2017）年度から5年で処理（更新費を5年間で均等に振り分け）。
- ◆ 上水道附帯施設
 - ・建築後60年で更新、30年で大規模改修を実施。
 - ・更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の36万円/m²、20万円/m²を採用。

表 6-2 上水道管の更新費用の単価

管種	管径	更新単価 (千円/m)	管種	管径	更新単価 (千円/m)
導水管	300mm未満	100	配水管	50mm以下	97
	300～500mm未満	114		75mm以下	97
	500～1000mm未満	161		100mm以下	97
	1000～1500mm未満	345		125mm以下	97
	1500～2000mm未満	742		150mm以下	97
	2000mm以上	923		200mm以下	100
送水管	300mm未満	100		250mm以下	103
	300～500mm未満	114		300mm以下	106
	500～1000mm未満	161		350mm以下	111
	1000～1500mm未満	345		400mm以下	116
	1500～2000mm未満	742		450mm以下	121
	2000mm以上	923		500mm以下	128
				550mm以下	128
				600mm以下	142
				700mm以下	158
				800mm以下	178
				900mm以下	199
				1000mm以下	224
				1100mm以下	250
				1200mm以下	279
			1350mm以下	628	
			1500mm以下	678	
			1650mm以下	738	
			1800mm以下	810	
			2000mm以上	923	

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

(4) 下水道

- ◆ 耐用年数
 - ・ 50年
- ◆ 更新費用単価
 - ・ 「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。
- ◆ 建設年度が不明の下水道管
 - ・ 平成 29 (2017) 年度から令和 38 (2056) 年度の 40 年間で処理 (更新費を 40 年間で均等に振り分け)。
- ◆ 耐用年数を超えている下水道管
 - ・ 試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成 29 (2017) 年度から 5 年で処理 (更新費を 5 年間で均等に振り分け)。

表 6-3 下水道管の更新費用単価

管種別	単価 (千円/m)
コンクリート管	124
陶管	124
塩ビ管	124
更生管	134
その他	124

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

富士吉田市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

富士吉田市 企画部 企画課